

12月2日（月曜日）

第2日目

平成25年12月2日（月曜日）

議事日程第2号

平成25年12月2日（月曜日）

開 議 午前10時

○市長発言（向町住宅建設に関して）

第1 一般質問

質 問

応 答

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 佐藤照雄君

(1) 8.9豪雨と台風18号の災害から

① 被災後の対策について

ア. 被災農家の農業離れと耕作放棄地の拡大が心配

イ. 被災箇所の復旧のめどについて

② 今後の防災対策について

ア. 河川の整備について

イ. 恒常的な被災箇所への取り組み

ウ. 急傾斜地対策について

エ. その他の対策について

(2) 農業を取り巻く環境の変化について

① 大館市としての対策

② 大館市の今後の農業展望について

2. 笹島愛子君

(1) 生活保護法改悪と生活困窮者自立支援法について

① 廃案にした法案を再度提出したことに対して、市長の見解を

② 本市において親族の扶養を保護受給の前提にはしていないか

③ 8月から保護基準の引き下げが開始されたが、市民への影響について

④ 生活困窮者自立支援法について

(2) 除排雪のサービス対象世帯の拡充や内容の改善等について

- (3) バスの運行経路の周知徹底と待合所の設置等について
- (4) P C B 处理事業について
 - ① 輸送や保管、それに携わる従業員などの安全性について
 - ② 環境審議会の対象になると思うが、チェック機能は大丈夫なのか。情報公開はきちんと行うのか
 - ③ 利益など、市税への影響は
- (5) 米の生産調整見直しについて
 - ① T P P 参加を見越しての決定だと言っても過言ではないと思うが、市長の見解は
 - ② 生産者・消費者等国民の立場に立った政策こそ求められる
- (6) 国民健康保険税を引き下げるについて
- (7) 向町住宅について
- (8) 福祉灯油への助成を緊急に行うこと

3. 相馬エミ子君

- (1) 豪雨災害を教訓としたハザードマップの見直しについて
 - ① 豪雨災害をどのように検証したのか。また、それはハザードマップにどのように生かすのか
 - ② 住民への情報伝達をどの程度教訓として、ハザードマップに反映させるのか
 - ③ 住民への安全対策について
 - ④ 「率先して身を守る行動」をとるという自助の原則を徹底させること
 - ⑤ 災害時の他市との応援協定について
- (2) 消防力の充足率向上について
 - ① 豪雨災害での消防力の充足率は大丈夫だったか
 - ② 全体の反省点をどのように検証しているのか
 - ③ 消防力整備指針について
 - ④ 消防団員の充足率について
 - ⑤ 直下型地震などで大火になったりした場合の体制は現状のままで大丈夫なのか
- (3) 非正規雇用をなくすための経済政策を優先させることこそ少子化対策につながることについて
 - ・ 少子化対策の一環として、雇用や労働条件の立て直しについて、国や県に対し市長が先頭に立って強く求めるための要望書を提出する考えはないのか
- (4) メンタルヘルス相談室のあり方とひきこもり対策について

4. 佐藤久勝君

- (1) 当市における認知症高齢者への取り組みについて
 - ① 大館市の認知症高齢者の将来推計について

- ② 認知症高齢者を抱える家庭の状況について
 - ③ 第5期大館市介護保険事業計画について
- (2) 当市のまちづくり並びに中心市街地活性化について
- ① ハード面ばかりが優先されソフト面が置き去りにされてきたことも大きな要因と考える
 - ② 箱物優先で進めるのか、ソフト面にきっちりと目を向け具体的な施策の絞り込みを行い魅力あるまちづくりをしていくのか。中長期的な展望を含め伺う
- (3) 待機児童解消の問題について
- ① 当市における待機児童数の数え方を詳しく説明いただきたい
 - ② 県内でも待機児童解消への取り組みのおくれが目立つ当市であるが、待機児童解消はいつと考えているのか
- (4) 地産地消、特に学校給食における地場産物の利用について
- ① 第2次食育推進基本計画においては、平成27年度までに利用割合を30%以上とする目標を定めているが、当市における近年の利用割合の推移と今後の計画を説明いただきたい
 - ② 利用割合を秋田県一、いや、全国一にする。最低でも国の推進する目標を超える利用割合を50%にしていくなどの気概ある取り組みがあれば、地産地消・食育を通して地域振興に大いに寄与するものではないか
- (5) 大滝温泉活性化と花輪線の利活用について
- ① 個別の振興策をとることも必要であるが、沿線自治体、JRなどの関係機関ともう一段連携を深め、沿線全体を利活用し活性化することが一番の早道であると考える
 - ② 花輪線利用促進協議会への取り組み姿勢を伺う
5. 吉原 正君
- (1) 米を主体とする当市の農業に大きな影響を与える今回の農政転換について
- ① 市長はどのような見解をお持ちなのか率直なる思いをお聞かせ願いたい
 - ② 市長は農家の不安や疑問に耳を傾け必要な対策、例えば需給均衡を図れるような新たな仕組みづくりなどを国へ要請していくべき
 - ③ 所得向上につながる制度改革であってほしいと願うが、市長の見解はいかがか
 - ④ 大規模化進展の過程で効率が悪い土地・地域が取り残されるようでは中山間地での国土保全・環境保全の役割が失われてしまう。小規模農家や中山間地域に対する大館の農業をどうするのか市長の考えを伺う
 - ⑤ 来年度の取り組みでは具体的な形で農家と農業を守る対応をしていただきたい
- (2) 中心市街地の活性化について

- ・今まで費やした議論を無にすることのないよう実現へのプロセスをお示し願いたい

出席議員（28名）

1番	小棚木 政之君	2番	武田 晋君
3番	佐藤 照雄君	4番	小畠 淳君
5番	花岡 有一君	6番	中村 弘美君
7番	畠沢 一郎君	8番	伊藤 育君
9番	藤原 明君	10番	千葉 倉男君
11番	佐藤 久勝君	12番	仲沢 誠也君
13番	虹川 久崇君	14番	石田 雅男君
15番	藤原 美佐保君	16番	斎藤 則幸君
17番	明石 宏康君	18番	佐藤 芳忠君
19番	吉原 正君	20番	佐々木 公司君
21番	佐藤 健一君	22番	田中 耕太郎君
23番	富樫 孝君	24番	田村 齊君
25番	菅 大輔君	26番	笛島 愛子君
27番	相馬 エミ子君	28番	高橋 松治君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	小畠	元君
副市長	吉田 光明君		
総務部長	大友 隆彦君		
総務課長	名村 伸一君		
財政課長	北林 武彦君		
市民部長	田畠 政光君		
福祉部長	佐藤 孝弘君		
産業部長	飯泉 信夫君		
建設部長	佐藤 雄幸君		
会計管理者	芳賀 利彦君		
病院事業管理者	佐々木 瞳男君		
市立総合病院事務局長	虹川 信幸君		

消	防	長	渡	部	明	君	
教	育	長	高	橋	善	之	君
教	育	次	長	石	井	隆	君
選舉管理委員會事務局長			戸田恒夫君				
農業委員會事務局長			若松俊一君				
監查委員事務局長			小林浩君				

事務局職員出席者

事	務	局	長	阿	部	徹	君	
次			長	笛	谷	能	正	君
係			長	畠	沢	昌	人	君
主			查	佐	藤	肇	君	
主			查	長	崎	淳	君	
主			查	大	里	克	史	君

午前10時00分 開 議

○議長（中村弘美君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（中村弘美君） 日程に入ります前に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） 一般質問に先立ち、向町住宅建設に関し、この場をおかりしておわびとお願いを申し上げます。

向町住宅建設については、9月定例会以後、公益性や将来性を含め中心市街地の活性化を推進する観点から7階建ての建設を御理解いただくべく、地域住民の皆様と話し合いを持たせていただきましたが、計画変更への要望は強いものがあり、御納得をいただけない状況であります。地域住民の皆様には、当初の説明が不十分であったことから、日常生活への不安と行政に対する不信感を抱かせる結果となり、極めて遺憾であり、この場をおかりしまして改めておわび申し上げます。また、議会の皆様には、十分に住民との話し合いを重ねた上で建設をとの御指摘をいただきましたが、今申し上げましたように御納得をいただくことができず、重ねておわび申し上げます。今後は、地域住民の皆様の御要望を踏まえながら、階数の変更など不安解消に向けて合意を得るべく協議をさせていただき、その内容について、議会に御報告してまいりたいと考えております。本来の目的であるコンパクトシティー推進の核としての住宅建設に向け、最大限努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

日程第1 一般質問

○議長（中村弘美君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、再質問を入れて1人40分以内と定めます。

質問通告者は9人であります。

質問の順序は、議長において指名いたします。

○議長（中村弘美君） 最初に、佐藤照雄君の一般質問を許します。

〔3番 佐藤照雄君 登壇〕（拍手）

○3番（佐藤照雄君） おはようございます。平成会の佐藤照雄です。12月定例会一般質問のトップバッターであります。本日は、田代地域の行政協力員の皆様におかれましては、大変御

苦労さまです。私も皆さん議会傍聴の日に運よく当たりまして、大変光栄に存じております。議会制民主主義による市の最高議決機関の決定をほごにすると思われるような市長の行動が、議会の反発と信頼性を大きく失墜させることができました。冒頭に市長の丁重な謝罪の言葉がありましたが、このことが向町市営住宅の問題解決の第一歩になることを心より願うものであります。きょうはその問題以上に、8・9の豪雨災害で7割以上の災害を受けた田代地域出身の議員として、通告に従いながら順次市長に御質問させていただきますが、このことについてもどうか丁重に、そして真摯にお答えいただくようお願いいたします。

まず、**8・9豪雨と台風18号の災害**からについて伺います。8月9日の早朝、テレビをつけると気象予報官が「これまで経験のない雨が降る」と警告しておりましたが、まさしく早口川がこれまで見たことがないくらいの水かさと、恐ろしいくらいのすごい勢いで流れる川の様子を見ました。こしは、全国至るところでゲリラ豪雨が発生し甚大な被害が各地で起こり、人のとうとい命も奪われました。この大館では、今回の8・9豪雨と台風18号の災害では人命被害がなかったことが不幸中の幸いでありました。今後、こうした温暖化が原因と言われる地球の異常気象に対応する施策を、このたびの現実を踏まえて効果的に、そして計画性をもって対処することが必要になると思います。そこでまず、①**被災後の対策**について伺います。ア.
被災農家の農業離れと耕作放棄地の拡大が心配についてですが、このたびの災害により、農業を取り巻く環境の先行き不安と高齢を理由に耕作をやめる農家が結構いるという話を聞きましたが、現在把握している数はどのぐらいで、何ヘクタールでしょうか。最近、案内された早口川沿いのある箇所では田が土砂や流木で埋もれ「もうこの場所での耕作をやめると、この農家は言っていた」と申しておりましたが、原野化したところの隣の田はやがて林の影となり、そこも放棄地へと連鎖的に広がっていく心配があります。田園の持つダム機能、昔は農業を通して部落活動の姿がありました。美しい田園風景もやがて熊のすみかへと回帰していくことを少しでも回避する市としての手立てがほしいと思います。

イ.
被災箇所の復旧のめどについてであります。3カ所にわたって土砂崩れがあった田代地域の平滝へ通じる市道は、当初、復旧が長引くという報告を受けておりました。その後、年度内の復旧が可能になると聞きましたが、被災した箇所の災害復旧のため市当局や職員の昼夜をいとわない作業努力に対しては心より敬意を表したいと存じます。一方で被災農家の心配は来年の作付に間に合うかであります。市長の行政報告では、工事業者等の不足により26年度に先送りするが、春の営農には支障のないよう対策を講じるとされております。また、農地・農業用施設の小規模復旧工事639カ所のうち工事終了箇所はまだ43カ所の報告でありますが、果たして来春に間に合うかが心配であります。昨日の魁新聞には「深刻な人手不足、農地復旧おくれ顕著に。大館は査定待ち200カ所超え、休日返上してもさばき切れない」との見出しがありました。このことについては、しっかりと現状を分析しながら真摯に当事者へ当たってほしいと願うものですが、いかがでしょうか。また、早口沢関係の林道は崖崩れ箇所が大変多いよう

ですが、大体でもよいので復旧の見込みやその手立てについてお知らせ願います。

②今後の防災対策について伺います。今回、我が平成会では金田代議士の計らいで国交省国土保全局治水課を訪ねることができ、担当課長ほか3人の対応を受けましたが、いろいろ出された資料の中に、近年、局地的な豪雨がふえていることをあらわしたグラフがありました。また、新聞には世界の自然災害の被害額が年々大きくふえているという記事もありました。私の身近にある米代川河川敷の冠水状態を見ても、以前は5年、それ以上に一度程度だったものが、平成19年からは隔年ごとに冠水し、そして水位も高くなっています。この大館市周辺においても豪雨災害の発生率が非常に高くなっていることを肌身に感じます。9月定例会の委員会総括質疑でも質問させていただきましたが、幾つかの項目について再度具体的に質問したいと思います。まず、ア. 河川の整備についてですが、現在、米代川の木の伐採や砂利等の撤去作業による河川の整備が数カ所で行われておりますが、県や市で管理する河川には手がつけられていません。これも国交省治水課の資料によりますが、平成19年の豪雨を受け、米代川の阿仁川合流点の下流を平成23年度までに家屋浸水対策や河道掘削等の河道整備をした効果で、二ツ井水位観測所で約85センチメートル水位を低減させたとし、その有効性をあらわしておりましたが、中小河川ほどその効果はより大きくなると思います。今回の災害で川にたまつた砂利のしゅんせつなど県や市で管理する河川の整備は喫緊の課題であります。ゲリラ豪雨が多発している今、そのことを県や国に強力に働きかけながら補助事業として取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

イ. 恒常的な被災箇所への取り組み。緩衝地帯を設けたらどうかについてですが、豪雨のたびに河川の決壊被害を受け耕作を諦めている箇所もあると思います。そうしたところを緩衝地帯として防災や減災の対策に農地整備を進める対策が大事だと思いますが、これも同じ災害を繰り返さないためにも極めて早急に対処すべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、住宅地についても、いつも浸水を繰り返す地域については、抜本的な対策を地域住民に提案していくべきだと思います。例えば、現在あるリフォーム支援に加え、特別加算による土台のかさ上げとか高台への移転を奨励するなどについてはどうでしょうか。

ウ. 急傾斜地対策についてですが、山田部落を初め数カ所の宅地の急傾斜地が豪雨により崩落しました。そのうち6カ所が局所がけ崩れ対策事業として今回予算がつき、また、4カ所が県の急傾斜地の指定に向けて協議しているとの報告で、復旧対策が順調に推移していることへ安堵しているところですが、まだ、対象になっていない箇所で豪雨による災害が心配される箇所が数多くあると思います。そのことについてもお尋ねしたいと思います。

エ. その他の対策についてであります。今回の豪雨ではこれまで想定されていない箇所とか想定以上の災害が起こりましたが、このことを教訓に今後多発する可能性がある豪雨に対し、市として市民に自分の命は自分で守る、自分の財産は自分で守るということへの啓発活動を徹底しながらハザードマップの手直しはもちろん、土のうなどによる防御の仕方、敷地の雨水処

理等、防災や減災への指導ができる相談窓口を創設したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。次に、9月定例会の委員会でも提案させていただいた救命ボートの増設については、どうお考えでしょうか。このたびの災害でもそうでしたが、今後、同じような豪雨があった場合、同時的に数カ所で人命救助の必要性があることは明白であります、いかがでしょうか。次に、災害時の早口ダムの放流について伺います。これも前回の委員会で聞きましたが、答えはありませんでした。今晚、早口地区の被災された住民との懇談会が予定されておりますが、このことに関する質問もあると思います。浸水した出口地区の何人かが「早口ダムの放流と重なり洪水を大きくした」と言っておられましたが、その事実関係について県の答えはいかがであったでしょうか。19年の豪雨の際、阿仁前田地区が大きく浸水したときもダムの放流が災害を大きくしたということがありました。今回の早口ダムの放流は適切な処置であったのか伺います。

2点目、農業を取り巻く環境の変化について伺います。年内妥結に向けた12カ国によるTPP交渉も大詰めを迎えて、自民党や衆参両院の農林水産委員会も完全撤廃は認めないとしている中、参加国の多くが聖域なき関税の撤廃、100%の撤廃を求めるなど交渉は大いに難航しているようですが、こうした状況の中で、国は減反政策から競争原理主義への転換と、これまでの農業政策のかじを大きく切りました。米の個人消費がどんどん落ち込む一方で、ふえる業務用米は価格の安い輸入米が多いとされています。今後は飼料米への移行も国は目指しておりますが、いずれ大規模化を目指し、コスト削減による米価の引き下げが最終目的と思われます。このような農業政策の転換は中山間地の多い我が大館市の農家にとっても、基幹産業が農業である市にとっても大きな打撃で、特に中小規模農家は壊滅的と思われます。5年後の減反廃止の方針に対して、①大館市としての対策を伺います。

また、これまでの米偏重から園芸作物への転換や畜産、あるいは6次産業化への取り組み等もあると思いますが、全ての農家にその対応を求めるのは不可能だと思います。できればそのことも含め、②大館市の今後の農業展望について伺いたいと存じます。

以上でございます。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、8. 9豪雨と台風18号の災害からということで、①被災後の対策について、そのうち、ア. 被災農家の農業離れと耕作放棄地の拡大が心配という点であります、豪雨災害等により田代地域で農地・農業用施設に被害を受けた1,226カ所のうち、工事費負担等の関係から復旧を断念した箇所は276カ所、18ヘクタールと把握しております。また、災害がきっかけとなり、後継者問題、農業情勢の先行き不安等から復旧しない箇所は、さらにふえるものと考えております。復旧しない水田は生産調整用として管理されるものと思われますが、放置され原野化することは水田が持つ湛水機能等の公益的役割を維持する上でも回避する必要があります。来年度、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため創設される日本型直接支払制

度は、まさにこのような状況をつくりないための制度であります。地域内の農業者が共同で農地を守る活動に取り組んでいただけるよう制度内容を周知してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

イ. 被災箇所の復旧のめどについてであります。農地・農業用施設の復旧につきましては、災害直後から農林課や比内・田代総合支所の担当職員はもちろん、他部局の技師職員や市職員OB等の応援を得て、行政としてできる限りの取り組みをしているところであります。しかしながら設計業者の不足により、10月23日から12月末までの予定で行われている国の災害査定に関しては年内終了が厳しい状況となっており、国へ査定期間の延長を申し入れているところであります。また、復旧工事のおくれも懸念されることから、県職員の応援をいただきながら工事発注の準備を進めております。全ての復旧工事の年度内完成は困難であることから、被災農家に説明し御理解をいただきながら、被災状況等に応じて年度内に完成させる工事、来春の営農前に完成させる工事、応急復旧を講じた上で来年度に先送りする工事等に区分し発注する予定であります。今後も引き続き建設業協会の協力を得て工事業者の確保に努め、来春の営農には支障を来さないように実施してまいりたいと考えております。一方、林道の復旧につきましても本年度中に全てを発注することは困難であることから、主要路線から順次、発注・復旧することにしておりますので、御理解をお願いいたします。

②今後の防災対策。ア. 河川の整備についてであります。国や県の管理河川の治水対策につきましては、さきの豪雨災害を受けて改善を要望してきたところであり、支川となる県や市の管理河川につきましては、合流部の水位上昇が河川の増水・氾濫の要因となることから、国が先駆けて河道掘削を行っております。県や市では年内の災害査定を経て年明けから河川堤防の復旧を進めていく予定でありますが、強固な護岸堤防の構築とあわせて、河道掘削を今後も関係機関に強く要望するとともに、市においても適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

イ. 恒常的な被災箇所への取り組みについてであります。議員御提案の緩衝地帯につきましては、防災対策として有効であると考えております。市としましては本格的な緩衝地帯として活用できる土地がないか、また、活用するとなった場合の地域の合意形成の必要性などを調査・検討し、防災体制を構築できるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、市では現在、異常気象などによる被害を受けた場合の住宅支援策として、新たに大館市宅地等防災対策工事費助成金の交付要綱を作成し対策に当たっております。住宅リフォーム事業についても特例の救済策として実施しておりますが、災害時にも対応できるよう要綱の見直しなどを検討してまいりたいと考えております。議員御提案の土台のかさ上げや高台への移転につきましても、今後、柔軟な対応ができるよう新たな方法を模索してまいりますので、御理解をお願いいたします。

ウ. 急傾斜地対策についてであります。豪雨災害による宅地等の土砂崩れ被害につきまし

ては、応急対策として宅地等防災対策工事費助成金を支援策として打ち出したほか、県が事業主体である人家5戸以上の宅地保全を目的とした急傾斜地崩壊対策事業の採択を要望してまいりました。あわせて、新たに5戸未満を対象とする局所がけ崩れ対策事業を創設したところであります。急傾斜地崩壊対策事業につきましては、事業採択に向けて関係町内と市の要望書を提出したところであり、早期の着手を引き続き要望してまいります。現在、関係する地域の方の同意書も得ており、来年の指定に向けて準備を進めているところであります。また、今後は被災後の対策のみならず、危険と判断される箇所について事前の対策をとることができるように、新たな支援策を検討してまいりたいと考えております。なお、局所がけ崩れ対策事業につきましては、県からの補助支援を受けて市が行うものであり、既に地権者から施工同意書をいただいております。本定例会に關係予算案を提出しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

エ．その他の対策であります。住宅地等で災害が心配される箇所について事前に対策を講じることは、災害を未然に防ぐという観点から大変重要であります。自分の身は自分で守るという自助の意識を高めることにもつながり、これから防災を考える上で最も大切であると考えております。市では今後、災害時における自助意識の向上に向け、自主防災組織等の研修会や出前講座において啓発活動を実施するとともに、広報や市ホームページに自助をテーマとした記事を掲載するなど、市民の防災に対する意識高揚に努めてまいります。また、住宅地等における災害防止のための対策に対する補助等につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。次に、救命ボートの増設についてであります。市消防本部では、5人乗りのアルミ製ボート1隻を保有しておりますが、このたびの水害で市内数カ所で救出に当たった際には、移動のために積載車両のほか多くの人員が必要がありました。こうした状況を踏まえ、運搬が楽なゴムボートを計画的に増設し安全対策に向けた装備品の充実を予定しております。また、訓練につきましては、毎年、長根山貯水池や河川において操船や救助・救出訓練を実施しておりますが、本年度は大館樹海ドームの人工池において、大館警察署と合同でボートによる救助・救出訓練を実施したところであります。今後も災害時にしっかりと対応できるよう資機材の整備を図るとともに、関係機関と連携しながら各種訓練を継続し防災力の向上に努めてまいります。最後に、災害時の早口ダムの放流についてでありますが、県に確認したところ、「早口ダムは洪水被害の軽減を目的の一つとしている。7月から9月までの期間には洪水の発生に備えて貯水量を調節し一定の容量をあけており、洪水が発生した場合には一定の水位まで貯水することができる。8月9日も降雨状況を注視しながらダム上流域で降った雨水を貯水していた。降雨量以下の少量の放流は行ったが、それが洪水を拡大させたものではない。また、ダムの水位を下げるための放流を行ったのは、8月10日午後4時を過ぎてからのことである」とのことでした。また、放流時には早口ダムから市に情報が伝達されることとなっており、8月9日にもファクスが送信されております。送信されてきたデー

タによると、ダムの貯水量をふやして下流に流れる水量を減少させていることが読み取れるところから、市としましては、ダムが貯水していなければ被害がさらに大きくなつたものと考えております。

2点目、農業を取り巻く環境の変化について。①大館市としての対策、②大館市の今後の農業展望について。この2点につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。政府は先月26日に、5年後をめどに生産調整を廃止することと、それまでの4年間について米政策関連の補助金の見直しを決定いたしました。見直しの主な内容としましては、米の直接支払交付金については10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額し、飼料用米の補助金については10アール当たり8万円の一率単価を収量により変動する仕組みに変更し、最大10万5,000円に拡充するとしております。また、日本型直接支払制度を創設し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための活動に対し10アール当たり5,400円を上限とする交付金が交付されます。国の試算によると、飼料用米への作付転換や日本型直接支払制度による交付金等の増額が米の直接支払交付金の減額を上回ることで、所得等の合計が約13%向上する見込みとなっております。そこで本市では、作付面積の減少が予想される主食用米にかわり、収益性の高い飼料用米や加工用米の大幅な作付拡大を図っていく必要があります。増産となる飼料用米については供給先が心配されるところですが、市内の養豚企業の飼料として活用を拡大していくことで十分に対応可能であります。また、TPPによる外国産農産物の流入に立ち向かう日本農業の将来像として、30ヘクタール以上の大規模農家の育成を強力に推し進め、生産コストの低減による競争力の向上を図りたいと考えております。中山間地や小規模農家の農地につきましては面的集積が困難な場所もあるため、新設となる日本型直接支払制度や既存の中山間地域等直接支払制度の活用により適正な管理を図ってまいります。また、人・農地プランの見直しや農地中間管理機構・市農業委員会との連携により、地域の農地を守る市独自の対策を模索してまいりたいと考えております。今後の本市の農業がどのような方向に向かうべきか、また、農家の皆様はどのように考えているのか、近々に全農家を対象とするアンケート調査を実施し、施策に反映させたいと考えております。また、施策を進めるに当たっては、JAを中心とする関係機関とも協議しながら対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○3番(佐藤照雄君) 議長、3番。

○議長(中村弘美君) 3番。

○3番(佐藤照雄君) 御丁寧な答弁ありがとうございました。天災は忘れたころにやってくるという言葉は人の気の緩みを戒める言葉ですが、最近の豪雨は、その地域に連続して起きることも大いにあり得るということを如実に物語っております。もしかしたら、来年はもっと大きな災害がくるという危機感を持って、今後も各防災対策を進めてほしいという要望をして質

問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村弘美君） 次に、 笹島愛子君の一般質問を許します。

〔26番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○26番（ 笹島愛子君） 日本共産党の 笹島愛子です。私は、政治に少なからず関心を持ち市議会議員としてこの間活動させていただいた中で、今回、最大の悪法、希代の悪法と言われるこの法律が衆議院を通過したことに、言いようのない怒りと恐ろしさに身も心も震える思いです。それが秘密保護法案です。この法案は、日本が太平洋戦争に突入した1941年に施行された国防保安法と、うり二つだというものです。今この場から内容を述べることは控えますが、何が秘密なのか、その秘密を誰が指定するのか、何が犯罪なのか、どこまで犯罪なのか。例えば、井戸端会議と言われるおしゃべりも含め、公務員に限らず全ての国民が対象になるというものです。この法案には、マスコミ関係初め弁護士会やノーベル賞受賞者らでつくる特定秘密保護法案に反対する学者の会などが声明を出したり、各界の著名な方々が反対を表明しています。この秘密保護法案初め、現政府による消費税の引き上げ、社会保障の改悪、さらに年金の引き下げがこの12月から行われるなど国民がとても難儀する政策が次々行われています。このような政策から市民の暮らしを守るためにも、通告順に質問しますので、市長の明快で前向きな答弁をお聞かせください。

最初に、**生活保護法改悪と生活困窮者自立支援法についてお伺いいたします**。この2つの法案はことしの夏に廃案に追い込まれたのですが、それを再び持ち出し、わずか8時間半の審議で採決が強行されたものです。ことし夏に提案されたものの国民の保護を申請する権利を制限することなどに強い批判が広がり、**廃案にした法案を再度提出したことに対して、市長の見解をお聞かせいただきたい**と思います。制定後、初の大改定を再度持ち出しながら、こんな乱暴なやり方で押し通したことに私は大きな怒りを感じずにはいられません。

最大の問題点は、親族の扶養を事実上強制するなど保護を申請する国民の権利を制限するというものです。その扶養が保護の前提であるかのような調査書の見本を当時の厚生省が作成し、全国の自治体に通知していたことが判明しました。現在の生活保護法は、親族の扶養を生活保護受給の前提にはしていません。それにもかかわらず、違法対応を奨励するような調査書の見本を厚労省が通知していたことは重大です。この間、生活保護受給者に対するひどいバッシングなど、ある事実から大々的に報道され受給者を白い目で見るような状況が全国に広がったと同時に、厚労省の通知に基づいて行われた結果、申請を取り下げざるを得なかつた事例など全国からたくさん寄せられました。一例だけお知らせします。これは国会で取り上げられた事例なので、市長初めごらんになった方もいると思いますが、長野市の例です。それは、生活保護を申請した男性の姉に扶養を生活保護の前提にするとの文書と、姉の収入・資産を調査する用紙が送りつけられていたのです。さらに、給与明細・ローン返済予定表のコピーの添付まで求

められ、これを見た姉は申請をやめるように弟に言ったため、弟は申請を諦めたという事例であります。本当にせつなく、こうまでさせる国の指導には怒りでいっぱいです。厚労省が出したこの見本文書は、全国519自治体が利用していることが明らかになりました。これは、11月7日の参議院厚生労働委員会において党の小池昇参議院議員の追及を受けて、翌日の8日には全国の自治体に通達が出されました。内容は「扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現になっていた」と認めて、「可及的、速やかに改善を図るように」と厚労省が出ました。そこでお聞きしますが、**本市において親族の扶養を保護受給の前提にはしていないか**という確認ですが、いかがでしょうか。

また、8月から保護基準の引き下げが開始されましたが、市民への影響について率直にお知らせいただきたいと思います。この保護基準の引き下げについては、市民生活・国民生活に大きく影響する旨の新聞報道がありました。例えば、毎日新聞では既に1月ごろ大見出しで「一般低所得者あおり、生活保護引き下げ、就学援助対象減」と載せました。さらに「日常生活分の生活扶助が3年で7.3%減らされることが決まった。影響は受給者だけではなく、一般低所得者層にも及ぶ。各種の給付金や負担軽減を受けられる所得基準は、多くが生活保護の水準を参考に決められているからだ」と述べているように、保護基準の引き下げはさまざまな負担・サービス等に影響するため、市民生活への影響が大変大きいと言えます。そこで、市民が各種負担軽減を受けていることやサービス等への影響がどのように変化しているのか、今後どのような影響が出ると思われるか、お知らせいただきたいと思います。

最後に、生活保護法と一体となっている**生活困窮者自立支援法**についてですが、これは、生活保護の前に就労を優先させる仕組みであり、ある市では「安易に生活保護を受給する方を水際でとめる」とまで明言しています。救いを求める手を行政がはねのけることのないよう、遠ざけることのないような対応方をしなければならないと思いますし、本市ではこのような対応をしていないものと思いたいのですが、市長いかがでしょうか。

次に、**除排雪のサービス対象世帯の拡充や内容の改善等について**質問します。これから雪に対する不安や要望は、何といっても間口除雪や屋根の雪おろし、そして近場への雪捨て場だと思います。もちろん、国道や県道・市道などの除排雪の問題・課題も山積みですが、このたびはいわゆる生活圏での除排雪等に関する改善方、また、提案を述べて市長の決断を問うものです。現在、本市ではボランティアによるサービスのほかに助成を行い、自己負担の軽減等を行っていますが、それでもまだ要望が多く出されています。そこで、県内の助成制度・サービス等の生かすべき面も取り入れながら本市の特徴も出すべきと思うものです。まずは除雪サービス事業ですが、これは65歳以上の世帯等が対象になり非課税であることが条件になっているわけですが、この非課税を外し対象者を広げるべきと考えます。御近所同士で、このような制度がある旨の話になったとき課税か非課税か目に見えるわけです。あそこの家は除雪サービスを使っているから、非課税などと思ったり思われたりするようなことがないよう配慮すべき

です。また、町内会として行う地域ふれあい除雪支援事業につきましては、対象世帯は65歳以上等の条件のみで課税世帯も対象になっています。しかし、この事業につきましては、町内の方の高齢化に伴い大変な思いをしながら頑張っておられます。これらを比較してみましても、やはり除雪サービス事業の利用者の非課税部分はなくすべきと思います。さらに町内ごと、近場に雪捨て場がほしいという要望も多くありますので、個人の畠や庭、また、空き地などを提供してくれた方には利用料を払うとか固定資産税を減免するなど、対応を考えるべきだと思います。雪国の市長としての決断をお聞かせください。

次に、**バスの運行経路の周知徹底と待合所の設置等についてお伺いいたします。** 10月からバスターミナルの閉鎖に伴う市内のバス停の変更や高速バス路線の変更で、市民の間には、まだ戸惑いが出ているようです。ふだん余りバスを利用しない人にとっては、どこが変更になったのかほとんどわからないと思いますが、バスが生活の足となっている方々にとっては大変深刻な問題です。そこで、利用する人にもしない人にも知つてもらうため、運行経路等を市民に知らせる手立てをとる必要があると思うのです。まずはバス会社に市民の状況を知らせ、何とか周知できるよう話し合いの場を持つてもらい、運行冊子等ができたら市の広報と一緒に配布することが急がれると思います。それは、高速バスも含めた運行経路でなければなりません。さらに、停留所の表示についても戸惑いの声が出ています。また、高速バスの大町周辺でのバス停も必要に迫られています。そして、何といってもバスの待合所が欲しいとの声が多いことに、ぜひ応えていただきたいものです。例えば、裁判所前にある市役所前停留所は、市役所や郵便局を利用した市民などから強く求められています。何十年もバスターミナルを利用していた運行経路が変更になったわけですから、ぜひ急いで対応し、市民の足の確保と安全を守るためにも今述べたような対策を行うべきだと思います。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、**P C B処理事業についてお伺いいたします。** このP C B処理事業につきましては、エコシステム小坂でも事業計画が明らかになった旨の報道がありました。本市におきましては2005年ごろから複数の実証試験を行ったことにより、安全にP C Bを分解・処理できることが確認された結果を踏まえて、P C B廃棄物の処理事業を行うというものであります。確かに焼却試験の結果は安全が実証されたというものの、このP C B——ポリ塩化ビフェニルは歴史的に問題のあるものでした。言うまでもなく、P C Bが混入したカネミ油症事件が発生し、1972年には製造が中止されたものであります。報道によりますと、そのP C Bを含む電気機器だけでも全国に約160万台あると推定されるようですが、ものすごい数であります。そこでお聞きします。これらの輸送や保管、それに携わる従業員などの安全性についてはどのように行うのか確認できているのでしょうか。

また、これだけの大事業でありますので、当然、市の環境審議会の対象になると思うのですが、チェック機能は大丈夫なのか。情報公開はきっちり行うのか、しっかりお聞かせいただき

たいと思います。

また、**利益など、市税への影響**はどのように見込んでいるのでしょうか。会社として利益が上がり市税として入ってくるのだからよしとするものではなく、逆にしっかりととした対策をとり、安全が担保されない事業については、市民の安全、地域住民の安全を守るためにも毅然とした対応をすべきと考えるものです。いずれにしましても、花岡地区にまた産業廃棄物の処理施設ができるわけですから、くれぐれも慎重な対応を行うよう再度申し上げ、市長のお考えをお聞きするものです。

次に、**米の生産調整見直し**についてお伺いいたします。政府は11月26日に、首相官邸で本部長を安倍首相が務める「農林水産業・地域の活力創造本部」を開いて、5年後をめどに米の生産調整を廃止する方針を正式決定しました。政府はこの関連法案を次期通常国会に提出する予定とのことであります。今まで政府が生産数量を決め、都道府県に配分する減反の仕組みは5年後をめどにやめて、減反に協力する農家に支払う米の補助金は来年度から半減し、2018年度には全廃するというものです。そして、農地の大規模化を進める一方、稻作は生産者の自主的な判断に委ねられることになります。こうしたいわゆる減反政策見直しの発端となったのは、財界代表が主導する産業競争力会議で、その議長は安倍首相です。そこでは、農業分科会の主査でありますローソン社長の提案が反映されていると言われています。それは、TPPで外国産農産物を自由流通させるためには国による米の生産調整は廃止させ、農業をやめた人の農地を企業に渡すようにという主張です。そこで、TPPへの参加につきましては市長も反対の旨を表明されておりますが、今回の生産調整見直しはTPP参加を見越しての決定だと言っても過言ではないと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。率直なお考えをお聞かせください。

また、これらの政策転換は生産者の暮らしに大打撃を与えることになることは必至ですし、消費者にとっては安全な食料をどう確保するのか不安は広がるばかりです。市長は、このたびの行政報告で「強い農業、生き残れる農業の確立に向けて一層取り組みを強化していく」旨述べられました。それは、この地域の農業を守る上でさまざまな取り組みをし、農業・農地を守り、市の基幹産業としての位置づけを明確にしたものであると思います。これからはますます市としての取り組み強化は必要ですが、何といっても需給と価格の安定は国の責任で行うべきものです。だからこそ、**生産者・消費者等国民の立場に立った政策こそ求められるものだ**と思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次は、**国民健康保険税を引き下げる**ことについてお伺いいたします。国民は、いわゆる社会保障制度に多額の保険料を払っています。介護保険料・後期高齢者医療保険料、そして国民健康保険税などですが、その上、政府はこのたびの衆議院において社会保障プログラム法案を決め、今後の社会保障を大きく変質させられるものであり、強い憤りを感じずにはいられません。また、この8月から生活保護基準の引き下げが行われたのを皮切りに、今後は介護保険から要

支援者を外すことや特養ホームからの追い出し、また、利用料の倍加も検討されています。とともにかくにも国民には自助・自立を押しつけ、個人がその自助努力を喚起される仕組みを導入することは、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めた憲法第25条から大きく逸脱しているもので、到底容認できるものではありません。そこで本市におきましては、まずは市民の命綱でもあります国民健康保険税の引き下げを断行することではないでしょうか。合併後、毎年と言っても言い過ぎではないような引き上げを行ってきました。市民からはいまだに「税金などを上げるための合併だったのか」などと言われます。財源としては、基金が9月議会後で約8億3,500万円もありますので、仮に1世帯の引き下げを1万円としましても1億3,000万円ほどあればできるわけです。これについては、ぜひ決断していただきたいと思います。この間、国保税の引き下げについては何度も市長に求めてまいりましたが、ぜひとも来年度の引き下げを求めたいと思います。

次に、**向町住宅について**お伺いいたします。この項目について質問を通告した後、冒頭で市長が報告を行いたい旨ありましたので、原稿は書いておりませんが、この件に関しては前定例会での動向もあり詳細は述べません。要するに、当然のことながら地域住民の意向を十分尊重しながら対応を行うべきであり、現在、進行しているものと信じている市民に、ぜひとも応えていただきたいと思います。

最後に、**福祉灯油への助成を緊急に行うことについて**市長の決断をお聞きいたします。この12月議会で提案した県内の市町村では、能代市・山本郡がほとんど実施する予定とうかがっておりますし、潟上市等も含め各自治体の状況は把握されていると思いますが、本市でもぜひ助成すべきです。一般財団法人日本エネルギー経済研究所の石油情報センターの、ここ5年間の10月分の価格推移を見てみると、2009年は1,252円、2010年は1,405円、2011年は1,633円、2012年は1,677円、そしてことし10月は1,829円となっております。しかし、価格の変動は今後も起き得るわけですが、いずれにしましてもこの灯油価格で約半年生活するのは、もちろんどこのお宅でも大変です。そこでまず、非課税世帯など低所得者への福祉灯油を実施するよう切に求めて、私の質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの笛島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**生活保護改悪法と生活困窮者自立支援法について**。①2法案が短時間審議で可決(今夏廃案になったもの)。憲法第25条の立場から、市長の見解をということですが、生活保護法の一部改正法案は、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後も生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう不正受給の罰則強化、就労による保護受給者の自立の促進、医療扶助の適正化を図ることなどをその主な内容としております。また、生活困窮者自立支援法案は生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮

者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うなどの新たな制度の実施を定めたものであります。これらの法案は、国民生活を重層的に支えるセーフティーネットを構築するため生活保護制度の見直しを図りつつ、新たな生活困窮者支援体系の構築を目指したものであり、憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」の確保に向け、社会保障の向上と増進を図ろうとするものであると考えております。

②本市では、親族の扶養を保護受給の前提にしていないのかということですが、全国の一部福祉事務所において、生活保護申請者の親族に扶養の意思を確認する際に誤解されるおそれのある不適切な表現が用いられたとの報道がありましたが、本市では適切な表現による文書通知により扶養意思の確認調査を行っております。また、面接時においても「家族が扶養義務を果たさなければ保護を受けられない」と誤解されるおそれのある不適切な表現は用いておりません。今後も生活保護制度の趣旨を御理解いただくよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

③8月から保護基準の引き下げが開始された。市民への影響をどう見るかについてでありますが、今回の保護基準の引き下げは近年のデフレの影響を考慮し実施されたものであり、見直しに当たっては全国消費者実態調査などの調査に基づき、保護受給世帯と一般低所得者世帯との消費実態を精査・比較し、国が総合的に判断した上で決定しております。現段階では市民生活への大きな影響は報告されておりませんが、基準引き下げにより市民生活への影響が懸念される場合には、市長会等を通じて国に働きかけてまいりたいと考えております。今後も引き続き市民生活の実態を注視し、市民が安心して暮らしていくよう見守っていくとともに、生活に困窮する相談者に対してはきめ細かな面接を行い、それぞれの状況に応じて保護の適用や保護に至る前段階での各種制度活用の助言など必要な対応を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

④生活困窮者自立支援法により、就労を優先させ保護から遠ざけさせることがあつてはならないという御指摘ですが、生活困窮者自立支援法の趣旨は、保護申請に至る前の段階での自立支援策の強化を図るものであると考えております。生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などの支援を自治体が主体的に行い、官民協働による支援体制の構築を目指すものであり、必要な人への保護の確実な実施という基本的な考え方については、何ら変わるものではないと考えております。生活保護制度を取り巻く状況は流動的であり、本制度が国民の最後のセーフティーネットであることから、今後も法の趣旨を十分に踏まえ、その適正な実施に向けて取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目、除排雪のサービス対象世帯の拡充や内容の改善についてでありますが、市では、65歳以上の非課税高齢者世帯を対象に生活道路の除雪を行う軽度生活援助事業と、65歳以上の世帯を対象に地域の方が間口除雪を行う地域ふれあい除雪支援事業を実施しております。現在、軽度生活援助事業については主に大館市シルバー人材センターに委託しておりますが、除雪支

援員の確保が難しい状況にあります。一方、地域ふれあい除雪事業については事業に取り組む町内会も年々増加し、本年度は79町内会540世帯の高齢者世帯が支援を受けることとなっております。本事業は課税世帯の方も対象となり、さらには地域の活性化や高齢者の見守りにもつながる高齢者福祉の有効な事業として考えております。事業の趣旨を御理解いただくよう町内会への呼びかけを強化し、さらなる参加をお願いしてまいります。また、大館市社会福祉協議会では除雪ボランティア——ハチ公スノーレンジャーを組織し、市職員はもちろんのこと、企業や学校など多くの参加により、高齢者を初めとする除雪困難な方を支援しております。市では、除雪にお困りの方にこれらの支援事業を有効に活用していただけるようさらに周知を図り、安全・安心な暮らしをサポートしてまいりたいと考えております。次に、高齢者世帯における屋根の雪おろし支援ですが、雪おろしは危険が伴うため専門的な方に依頼することが望ましいと思われますが、金銭的な御負担も大きいことからどのような方法で支援できるのか、今後検討してまいりたいと考えております。除排雪の空き地利用支援策については、本年度、秋田市では、堆雪場として町内会に貸与した土地の固定資産税の減免を実施するかがっております。本市においては、町内会が地権者と交渉し無償で提供していただいている例があるほか、本年8月に施行した大館市老朽危険家屋対策事業により御寄附をいただいた場合は、堆雪場として利用することも検討しております。今後も町内会などの御意見を伺いながら、効果的な支援策を模索してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、**バスの運行経路の周知徹底と待合所の設置等について**であります。10月1日からの運行路線改編とダイヤ改正については、バス会社ホームページへの掲載やバス停への掲示、新聞や市の広報等による周知のほか、説明員を配置して案内に努めてまいりました。今後もバス会社と協力し、パンフレットの作成や主なバス停や公共施設などに情報を掲示するなど、利用者への周知を図ってまいりたいと考えております。待合所の設置については、用地を確保できるところから設置を進めていくこと、バス停の名称変更や運行経路の音声案内などの対応については、今後もバス会社と協議してまいりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

4点目、**P C B処理について**であります。①輸送等も含め従業員の安全性の担保はということでありますが、P C B処理につきましては、環境省が策定したガイドラインに従って進めることとなります。具体的に申し上げますと、運搬については低濃度P C B関連の収集運搬業の許可を受けた業者が専用容器に密閉収納して行い、施設への搬入時には漏えいの有無を確認するとともに、万が一の漏えいに対処するための溶剤等の常備が義務づけられております。保管については、立体倉庫または絶縁油貯蔵タンクで適正に管理しなければならないこととされており、十分な安全対策が行われるものと考えております。また、事業者によると、作業に際してはその種類や場所に応じてマスクや手袋など必要な保護具を着用することとしており、定期的な健康診断による健康状態の確認、作業マニュアルの作成や安全教育の実施により、作業員の安全を確保することとしております。市といたしましても、一連の作業について万が一のこ

とがないよう万全の体制で臨むことを強く要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

②環境審議会の対象になると思うが、チェック機能は大丈夫か。情報公開はきっちりとということではありますが、環境審議会は市長の諮問に応じて、環境基本計画に関することや環境の保全等に関する基本的な事項について調査・審議する機関であり、今回の場合、審議の対象とはなりませんが、P C B廃棄物処理は大臣認定でありますので、操業開始後に国・産業廃棄物処理事業振興財団・秋田県により、作業の安全性や施設の適合性等についてチェックを受けることになっていることから、十分なチェック機能が確保されているものと考えております。また、情報公開につきましては、市民の安心と信頼を得るためにも、事業の進行状況や環境測定の結果などについて自主的に公開していくよう事業者に対して求めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

③利益等、市税への影響についてであります。建物と設備に対する固定資産税の増収が見込まれるほか、法人の収益が増加した場合には法人市民税の増収が予想され、さらに事業の拡大により新規雇用の創出につながることについても期待しておりますが、これまで処理が難しく、なかなか処理施設が設置されないことから、これまで社会問題化してきたP C B処理を市内の事業者が安価で安全に行うことが、本市のみならず社会全体にとって最も大きな利益になるのではないかと考えております。

5点目、米の生産調整見直しについて。①これはTPP参加によって、外国産米の輸入がふえることを見越した措置であると思われるが市長の見解は、②生産者・消費者等国民的立場に立った政策こそ求められる。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。政府は先月26日、5年後をめどに米の生産調整を廃止することと、それまでの4年間について米政策関連の補助金の見直しを決定いたしました。見直しの主な内容としては、米の直接支払交付金については減額し、飼料用米の補助金については収量により変動する仕組みに変更し拡充するとしております。米の直接支払交付金の減額により、主食用米に取り組む農家数が減少し主食用米の生産量の減少と食料自給率の減少が懸念されますが、食糧の自立確保は基本であり、我が国にとって重要な課題であると認識しております。米政策は農政の根幹にかかわる問題であり、農業・農村・農家を守ることが最も重要であることから、農地集積による大規模経営化や高品質米の生産拡大など、厳しい状況下においても特色のある持続可能な力強い農業、生き残れる農業の確立が必要不可欠であり、TPPによる外国産農産物の流入に立ち向かう日本の将来像と考えております。また、主食用米を他の作物に転換することで、農家所得は現在よりも向上するとの国の試算が示されておりますので、収益性の高い飼料用米・加工用米等の大幅な作付拡大を強力に推し進めてまいりたいと考えております。化学肥料等ができるだけ減らした減農薬栽培や畜産関係の誘致企業で生産される畜ふん堆肥等の使用により、環境に優しい地域資源循環型農業を進め、生産コストの低減と安全・安心な米づくりに

よって生産者・消費者ともに満足できるような政策を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6点目、**基金を使い、法定外繰り入れをして来年度国保税の引き下げを**という点であります。が、平成24年度末現在、本市の国保事業基金残高は7億5,700万円となっておりますが、この基金はこの先、医療費の増加と国保の加入世帯の減少などが見込まれ、被保険者の税負担増を軽減するための財源にしたいと考えております。一方、国保税の引き下げのために一般財源から法定外繰り入れすることは、厚生労働省では適切ではないとしているところであり、また、国保加入者以外の市民の合意が必要になるものと考えております。今後も国保財政の運営については、国の財政支援や制度改善も含めて市長会等を通じて国に働きかけ、これまで以上の負担増とならないよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

7点目、**向町住宅建設は、住民の意向を十分尊重して行うこと**についてであります。向町住宅建てかえ事業については、9月定例会において住民と十分に話し合うよう御意見をいただいたことを受け、現在、話し合いを続けているところでありますが、地域住民の皆様には日常生活への不安と行政に対する不信感を抱かせることとなってしまい、まことに遺憾であります。今後は「7階建ての階数を下げてほしい」との地域住民の皆様の御要望を踏まえ、階数の変更なども含めた提案をし、皆様に納得いただけるよう十分協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

8点目、**福祉灯油の助成を緊急に行うこと**についてであります。灯油購入の助成につきましては、平成20年1月に灯油価格の高騰に伴い県と共同で灯油購入費助成事業を実施し、低所得者世帯や高齢者世帯など計3,924世帯に対して1世帯当たり5,000円の助成をしております。この年は、12月の灯油価格が4月と比較し1リットル当たり23円もの値上がりとなったことから、緊急援助として助成を行ったものであります。ことは4月と比較して1リットル当たり5円の値上がりであります、今後、消費税の増税に伴う生活必需品や電気・水道・ガスなどの光熱費の値上げが見込まれることから、灯油に限らず生活全般において、さまざまな観点から支援について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○26番(笹島愛子君) 議長、26番。

○議長(中村弘美君) 26番。

○26番(笹島愛子君) 一問一答でお願いします。最初に生活保護の問題ですけれども、市長が今お話しされたように、大館市では不適切な取り扱いはしていないということでしたが、確かにそうかもしれません。市の職員で、どの課が楽で、どの課が大変だということはないと思いますが、生活保護の担当は本当に大変だと思います。まず、話を聞かなければならぬということで、今の保護係があの人数でいいのか、これは今後検討しなければならないのではないかと私は思います。生活保護法の一部改正法案が参議院を通過しましたけれども、大館市にお

きましては、親族による扶養を義務づけることについて、ぜひ慎重にやっていただきたいと思います。私が議員になって最初のころでしたが、生活保護を受けたいという相談を受けたときに同席したことがあります。そのときには文書は出されませんでしたけれども、兄弟から米をもらうことはできないか、野菜はもらえないか、ほかに何か援助してもらえないかというようなことを聞かれておりました。私は一緒にその場にいましたけれども、幾ら親族とはいえ、それぞれの生活があるわけで、扶養義務が最優先にならないということでやっていただきたいと思います。この生活保護基準が下げられたことによって、小・中学校で活用されている就学援助制度について、多分、今年度は動きがないと思いますが、これから生活保護基準の引き下げによって就学援助に対する影響があるのではないかと、私は心配しています。市長、おわかりになるのであれば答えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。もし、今わからなければ後で結構ですが、よろしくお願ひします。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。ケースワーカーを含めまして、毎年少しづつ拡充を図っていることは御承知のとおりであります。できるだけきめ細やかな対応をするためには、これからも必要な部署には必要な人材を派遣して拡充を図っていきたいと思っております。親族の扶養義務については、さきにお答えしたとおりでございまして、誤解のないように、制度を十分御理解いただくよう今後ともお話をていきたいと思います。保護基準の見直しに伴いまして、就学援助認定者の影響が出てくるかということですけれども、本来の就学援助の目的を十分に果たせるようにしていく必要があるわけですので、一律にどうこうということではなく、柔軟に対応できるようにしていきたいと思っております。

○26番（ 笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（ 笹島愛子君） 次に、除排雪についてお伺いしたいと思いますけれども、私が聞き逃したかもしれません、除雪サービス事業の非課税を外さないということでしょうか。確認したいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠 元君） ほかの制度でも、課税・非課税というのは一つの基準にして今までやってきてるわけです。その意味では、現在も非課税世帯については行うということで、実施させていただいています。大館市の制度は3つあります。それは、シルバー人材センターによる軽度生活援助事業、これは非課税ということになっています。地域ふれあい除雪支援事業、これは町内会でいろいろ頑張ってやっていただいております。そして、除雪ボランティアということで、これは市の職員もいるわけですけれども、これらを上手に運用しながら御不便のな

いように、サービスに努めていきたいと思っています。

○26番（ 笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（ 中村弘美君） 26番。

○26番（ 笹島愛子君） 30分やってもらって負担が50円という除雪サービス事業は、非課税世帯だけに限られていますけれども、これをぜひ外していただきたいということを、後でも結構ですが、検討していただくようお願いしておきたいと思います。

次に、P C B処理について、先ほど安全性の担保についてお聞きしましたけれども、運搬して保管しておくところには薬のようなものを置いて、何かあったときはそれを使うということでしたが、一つお聞きしたいのは、例えば運搬中に車両が事故に遭ったとき、その運搬車にもP C Bなるものがまき散らされたときのため、対応する薬のようなものを積んで運搬するということでおろしいのでしょうか。

○市長（ 小畠 元君） 議長。

○議長（ 中村弘美君） 市長。

○市長（ 小畠 元君） 詳細については、また後ほど調査しましてお答えしたいと思いますけれども、万全を期す意味でも、そういった運搬中の安全確保策について十分にチェックしていくたいと思います。

○26番（ 笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（ 中村弘美君） 26番。

○26番（ 笹島愛子君） 国民健康保険税についてお伺いいたします。先ほど市長は、24年度の決算時点での7億数千万円の基金の話をされましたけれども、今現在では、8億3,000万円ほどあるということありますので、先ほど言いましたとおり1世帯1万円引き下げたとしても、まだ7億円近く残るわけです。ですから来年、何とかこの引き下げを実現していただきたい。それから、法定外の繰り入れはできないというお話をされましたけれども、全国的には法定外の繰り入れを行って引き下げをしている自治体もあります。それは、基金が少ないこともありますから、そもそもせんけれども、そういった実態については、担当の方や市長も十分にわかつておられると思いますが、ぜひ26年度は国保税の引き下げを実施していただきたいと思います。このことは要望しておきたいと思います。

最後になりますけれども、向町住宅につきましては、まちづくりの一環でありますので、地域の方々がこういった高さにしてほしい、これがこの地域のまちづくりだということを言っておりますので、繰り返しになりますけれども、十分尊重しながらやっていただきたいということを述べて、私の質問を終わります。

○議長（ 中村弘美君） この際、議事の都合により休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中村弘美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

相馬エミ子君の一般質問を許します。

〔27番 相馬エミ子君 登壇〕（拍手）

○27番（相馬エミ子君） 新生クラブの相馬エミ子でございます。通告に従いまして、順次質問をしたいと思います。このたびの豪雨災害と台風18号によって被害に遭われました多くの市民の皆様に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。また、復旧作業にかかわられた担当職員の皆様に改めて敬意を申し上げたいと思います。それでは、**豪雨災害を教訓としたハザードマップの見直しについて**質問をいたします。ことしの夏は記録的な猛暑となる一方、全国各地で局地的なゲリラ豪雨・竜巻による突風などが日本列島を襲い、それに追い打ちをかける台風18号と、予測をはるかに超えた自然災害は時と場所を問わず猛威を振るい震撼させました。予測のつかない昨今の自然災害には、ただただ唖然とするばかりで、何か私たち人間社会に対し警鐘を鳴らしているかのように思えるのは私だけでしょうか。また、本県においても仙北市での豪雨災害や土砂災害、あげくの果てには11月21日に由利本荘市で道路の側面補強工事中に土砂崩れが発生し、5日目にしてやっと5人全員の遺体が発見されるという最悪の事態を招くなど、いずれも人命を奪う甚大な被害をもたらしました。もちろん当市においても床上浸水や道路の崩壊、田畠の冠水などが相次ぎ、避難勧告や避難指示が出され、この緊迫した呼びかけを今回ほど聞いたことがなかったように思います。このように過去の常識をはるかに超える災害が頻繁に発生し、いつ何が起きるかわからない不安な状況下に置かれていると言つても決して過言ではないのです。そこで1点目として、今回の豪雨災害を教訓としたハザードマップの見直しについてお伺いいたします。ハザードマップは、住民が迅速かつ的確に自分の身を守る行動につなげるためのものであり、もちろん今回の豪雨被害を検証した上で、しかも想定されていない空白部分を埋める作業になろうかと思うのであります。今回の豪雨災害をどのように検証されたのか。また、それはハザードマップにどのように生かされるのでしょうか。見直しについての市長の考え方をお聞かせください。

また、とどまるなどを知らない大雨や豪雨被害は日本列島を縦断し、京都随一の観光名所嵐山をも襲い、大きな爪跡を残した大惨事となりました。また、10月に発生した台風26号による伊豆大島での土石流による災害でも多くの犠牲者を出すなど、とても人ごととは思えない深刻な問題であります。また、いずれの災害や事故も共通して指摘されているのが、これまでの雨でも経験がなく異常だったとする認識であり、要するに行政の対応のまずさ、すなわち住民への情報伝達のあり方が問われているのであります。例えば、仙北市での土砂災害を例に挙げますと「避難勧告が出されたのが土石流発生から2時間以上たってからだった」と、このように

深く反省をし、これらを踏まえてさらに災害情報の収集や関係機関による情報の共有のあり方、また、住民への情報伝達の仕組みなどについても、さらに検討されているようあります。当市の場合、**住民への情報伝達をどの程度教訓として、今回、ハザードマップに反映させるのでしょうか、お伺いいたします。**

また、対応が後手に回らないための緊急時の態勢と的確な指示や判断が求められると思いますが、特に避難勧告などの発令基準について明確に定めているのかどうか、改めてお伺いいたします。また今回、由利本荘市で道路の側面補強工事中に痛ましい事故が発生しておりますが、調査によりますと過去3年間で11件の崩落が相次いで起きていたことも明らかになっております。昨今の豪雨は異常とも言える雨の量で、土砂が崩れやすくなっているのも大きな要因と言われ、当市においても想定外のところでいつ土砂崩れが起きるかもしれない、そのための**住民への安全対策についてお伺いいたします**。降雪期を迎え、さらなる復旧工事のおくれが懸念されているわけですが、危険箇所を点検し、住民の安全・安心を守るためにも危険区域に立て看板などを立てて注意を促すのも一つの方策ではないでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

また、今回の集中豪雨を教訓として特に印象に残ったのは、数年に一度の大雨が予想されるときに出される「特別警報」であります。今回、初めて出された「直ちに身を守る行動を」という緊迫した特別警報の呼びかけに、どれだけ多くの人が緊張したことでしょう。そこで、当局にお伺いします。危険を感じたら「率先して身を守る行動」をとるという自助の原則を徹底させることも行政の指導であり、役割でもあると思うのですがいかがでしょうか。市長の考えをお聞かせください。いずれにいたしましても対岸の火事では済まされない深刻な問題であり、あすは我が身という覚悟で市民の安全・安心に務めていただきますよう強く望むものです。

最後に、**災害時の他市との応援協定について伺います**。東日本大震災から、はや2年9ヶ月になろうとしています。この震災を教訓として自治体同士が協定を結び、応援に駆けつけるという助け合いの自治体が年々ふえているようですが、当市の応援協定の状況はどのようにになっているのでしょうか。災害などに備えるための他市との応援協定についての市長の考えをお聞かせください。

次に、**消防力の充足率向上について質問をいたします**。消防力行政は、私たち市民にとっての命綱であります。昼夜を問わず市民の生命と財産を守るため、使命感に燃えて頑張っておられます消防署の皆様に敬意を申し上げたいと思います。最近は、地球温暖化による異常気象ということで、水蒸気量がふえていることなどから雨雲が発生し、突然ゲリラ豪雨や竜巻などの自然災害が時を待たず、しかも場所を選ばずやってきます。かつて経験したことのない豪雨災害ゆえに、備えが大事であることは言うまでもありません。そこで、今回のような8・9や台風18号のような災害が立て続けに発生し、しかも被害が広範囲にわたったことなどから、果たして今回の豪雨災害での消防力の充足率は大丈夫だったのでしょうか。市長にお伺いいたします

ます。

また、今回当市を襲った記録的な豪雨は、1時間の雨量が120ミリメートルを超え、市内外各地にも甚大な被害をもたらし、その爪跡が生々しく、人的被害がなかったのは不幸中の幸いですが、8・9豪雨の際に越山地区への発令した避難指示が住民に伝わっていなかつたことなどが指摘されております。なぜこのような事態が発生したかなどについて、**全体の反省点をどのように検証されているのでしょうか**、お聞かせください。

次に、**消防力整備指針について伺います**。消防庁は、人口や面積などを勘案した消防力整備指針を策定し、市町村が適切な消防力を整備するための人員や設備の基準数値を定めており、地域の実情に則した消防体制の整備を求めています。当市の場合、1消防署3分署で職員数は120名となっております。年間の出動件数は、24年度で火災が27件、救急で2,690件と増加している状況であります。また、国の整備基準によりますと消防職員の基準人員は161人で、現状では41人不足しているわけですけれども、当市の場合、条例で定めた129人を基準としていることを考慮しても、それでも9人不足していることになります。このような現状の中で、いつまたどのような形で何が起こるかわかりません。消防力整備指針に沿った人員の確保は何よりも必要不可欠であります。そこで市長にお伺いいたしますが、災害に強いまちづくりを目指すのであれば、前向きに取り組むべき問題ではないでしょうか。このような現状を市長はどういうに考えているのかお伺いいたします。また、消防車両全体の充足率を見てみると、はしご車1台、化学消防車1台、救助工作車1台、救急車4台、ポンプ車8台で消防車両については充足率107%となっていることから、車両については一定の評価ができると思います。

次に、**消防団員の充足率について伺います**。当市の場合、現在の消防団員数は1,114人ですが基準人員は2,906人、これを見ますと1,792人不足していることがわかります。当市で定めている条例では1,280人となっていることから充足率87%と低くなっています。実際には166人の消防団員が不足していることになります。これをどう埋めていくかとしているのでしょうか。

天災は忘れたころにやってくるとよく言われます。最近は忘れないうちに、しかも頻繁に続いている。いつ何が起きても不思議ではない昨今だけに備えは必要なのであります。しかも、千年に一度という東日本大震災に遭遇し、命も財産も家族も全てを失った人々は、いまだに仮設住宅での生活を余儀なくされ、3年目の冬を迎えるとしています。復興のおくれに心が痛みます。そこで市長にお伺いしますが、もし、直下型地震などで大火になつたりした場合の体制は現状のままで大丈夫なのでしょうか。いずれにいたしましても、市民の命と財産を守るという観点から、大館市としても消防力の充足率向上に努めていただきますよう強く望むものであります。市長の前向きな答弁をよろしくお願い申し上げます。

次に、**非正規雇用をなくすための経済政策を優先させることこそ少子化対策につながることについて質問します**。昨年来からアベノミクス一色で突き進む日本経済は、あたかも未来に向けて明るさを取り戻したかのように見えますが、本当にそうでしょうか。足もとでは円安によ

る物価上昇と増税、負担だけが実感させられ労働分野の規制緩和を検討の俎上にのせるなど、働く者の雇用不安が若者の将来不安を増大させ、極めて大きな問題となっているのであります。新聞報道によりますと、せっかく大学を卒業してもなかなか就職できなかつたり、また、就職してもわずか3年以内で退職をする離職者がふえていると言われています。その割合が大学・専門学校生で52%、高卒で68%と予想以上に高くなっていることが内閣府の推計で明らかになったのです。これは、2010年の就職内定率ですが、大学で91.8%、専門学校で87.4%と比較的高い数値が公表されていただけに驚きの一言であります。なぜこのような社会になってしまったのでしょうか。離職の原因究明や雇用のミスマッチなど、対策が急がれるわけですが、市当局はこのような現状をどこまで把握しているのでしょうか。また、当市として離職者に対する相談や対策、ハローワークとの連携などについてどのようにになっているのでしょうか、お伺いいたします。厚生労働省が去る5月31日に発表した労働相談について、パワーハラスメントが解雇を抜いて最多となっていることが明らかになっております。同じ仕事をしている事業所内でも賃金や労働条件の格差が広がっており、弱い立場の人が虐げられている傾向にあるなど、過酷な労働条件の中でいわゆるブラック企業などは若者を育てるどころか使い捨てやサービス残業、結局は、都会と地方の賃金格差を抱える中でますます地方からの若者流出に拍車をかけているように思いますがいかがでしょうか。また、厚生労働省が2010年に実施した「21世紀成年者縦断調査」、これによりますと社会に出て初めての雇用が正規で、しかも結婚ありと答えた男性66.7%、一方、非正規雇用で結婚している人の割合は40.5%となっていて、正規と非正規では26.2%もの大きな開きがあることがわかったのです。女性の場合も正規と非正規では15.3%の開きがあり、雇用形態の違いによって、つまり、一定の収入が結婚の格差にもつながっている現実がこのように明らかになっているのであります。また、新聞報道によりますと2010年時点で生涯未婚の男性が20.1%、女性は10.6%となっていますが、1980年当時の未婚率が男性で2.6%、女性で4.45%だったことを考えますと、何とこの30年間で男性の未婚者が約8倍、また、女性の未婚者が2倍以上にふえている実態も明らかになっているのであります。そこで市長にお伺いいたしますが、正規・非正規という言葉が最近当然のように定着しているわけですが、雇用形態の違いによって、つまり収入の格差が未婚率を高めている大きな要因となっていることもわかったわけです。当市の場合、非正規雇用者が何人ぐらいいるのか把握しているのかどうかお聞かせください。働いても働いても報われない社会の中で、60歳定年と仮定しても就労期間は約40年、その間は結婚・子育てという貴重な期間でもあり、やがてはその子供たちが社会を支えて行くという循環が国力の源泉でもあると思うのですが、いかがでしょうか。非正規雇用がふえればふえるほど未婚者がふえ、少子化に歯どめがかからない現象が起きているわけですが、少子化対策の一環として、雇用や労働条件の立て直しについて、国や県に対し市長が先頭に立って強く求めるための要望書を提出する考えはないのかどうか。市長のお考えをお聞かせください。

最後になりますが、メンタルヘルス相談室のあり方とひきこもり対策について質問をいたします。激変する社会環境の中で現代社会はストレス社会とも言われ、家庭や職場のひずみなど圧力の強い現代社会の中で、快適を求める余り、この圧力に耐え切れず追い込まれる人がふえていると言われます。本県で自殺対策が本格的に行われるようになったのは、2000年ごろからと言われています。自殺率全国一と言われている秋田県では、政策の重要課題として位置づけられ啓発に乗り出し、民間でもこれに相乗りをして活動団体が生まれました。秋田大学を中心とする研究機関は警鐘を鳴らし、実践研究に乗り出したのであります。また、12月1日を「命の日」として定め、佐竹知事を先頭に「早めの相談を」ということで街頭キャンペーン、チラシ配布などの啓発運動が行われ、その様子がテレビで放映されておりました。このような取り組みによって秋田県では自殺者数も1年間で21人減少するなど、確実に効果が少しづつ上がっていると言われています。しかし、全国的に見れば自殺死亡者数が1998年以降3万人を超え、死亡率も人口10万人当たり25.8人で交通事故死者数よりも高くなっていることがわかっていきます。当時は、自殺という問題に触れること自体をタブー視する風潮があり、それゆえに個人の問題として対策が講じられることもなく、現在でもまだそうした見方がないわけではありません。この10月に私は息子を亡くしました。今回あえてこの問題を取り上げさせていただきました。起きてしまった事実に対する振る舞い方として、できれば触れない姿勢も一面では妥当かと思いましたが、逆にこのことがきっかけで何人かの方から相談のメール、励ましの言葉をいただき、自分が議員であることに気づかされました。息子の死を無駄にしないためにも。同じ病気で苦しみSOSを送っている若者、誰にも言えずに孤立し悩んでいる人たちがこの大館にどれだけいることでしょうか。そして、自分もいつ追い込まれる立場に置かれるかもしれないという厳しい社会状況の中で、今私たちは生きているのかもしれません。しかも、調査によりますと1998年ごろは50～80代の中高年層の自殺率が高かったのですが、2008年ごろからは、20代・30代という若年層の自殺率が上昇していることから、厚労省でも警告を発し対策に乗り出しました。そこで市長に伺いますが、初めにメンタルヘルス相談室のあり方について質問します。この相談室は当初、市民体育館2階で開設をされ、年間200人近い人が県内外から相談に訪れるほど利用者も多く、しかも桂城公園という静かな環境と人目を気にすることもなく、何よりもプライバシーが守られて安心できる相談室、いわば駆け込み寺のような役割をも果たしていたように思います。それが突然、昨年から旧正札の県北NPO支援センターに集約され、その中でメール相談やEメールでの24時間相談など、そこにメンタルヘルス相談室も一緒に、結局は1カ所に全部集約してしまったのであります。この病気はデリケートな問題だけに、利便性だけで、しかも大町の旧正札ビルの人の出入りの多い場所に集約することは、利用者にとってどれだけ残酷なことだったかしれません。これは経験したから言えることです。そこで市長にお伺いいたしますが、メンタルヘルス相談室を集約して1年が経過しましたが、その後の利用状況とメンタルヘルス相談室のあり方についての市長の考えをお聞かせください。次に、

ひきこもり対策について伺います。ひきこもりのきっかけとして一番多いのが失業してなかなか就職できない、次に多いのが病気やけがなどによって体が不自由になったことなどがきっかけで落ち込みひきこもってしまう。このような若者が年々ふえ続けており、全国で70万人、県内で5,900人以上もいると言われています。深刻な問題になっていることは確かであります。そして、藤里町社会福祉協議会がひきこもり対策に取り組み、大きな成果を上げている様子をテレビの画面を通して偶然見る機会に恵まれました。人口わずか4,000人足らずの小さな町ですが、30人以上の若者があの町でひきこもっている実態が明らかになったのです。しかも、30人のうち半数の人を社会復帰できる状態にまで引き出したのであります。藤里町のこの取り組みのすばらしさに感動しました。今では全国から視察に来る自治体も多く、注目をされている町でもあります。当市でもやる気になればできる問題ではないでしょうか。要するに、ひきこもりと言われる若者たちは働きたいのです。仕事が欲しいのです。このことをテレビの画面を通して思いました。せっかく大学を出ても仕事がないのです。夢も希望もない社会なのです。結局、行き場を失った若者たちはパソコンと向き合うしかないのであります。そうしているうちにひきこもってしまい、自分の殻に閉じこもってしまうのです。このような若者たちの実態を市長はどのように受けとめているのでしょうか。ひきこもり対策についての市長の考え方をお聞かせください。このようにして貧困や障害、高齢化、ひきこもりなどによって普通に日常を送れなくなってしまった人たちを、知らず知らずのうちに自分たちの日常から排除しようとする現代社会こそ問題ではないでしょうか。市長の前向きな、明快な答弁に御期待を申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの相馬議員の御質問にお答えいたしますが、その前に、どうも質問の聞き取り方がよくなかったのか、用意していた原稿と今の質問とに大分食い違いがありますので、この場で原稿なしで答弁する内容もありますことをお許しいただきたいと思います。

1点目、豪雨災害を教訓としたハザードマップの見直しについてでありますけれども、①2度の豪雨災害をどのように検証し、ハザードマップにどう生かすのかということですが、平成19年9月の豪雨災害を教訓にしましてハザードマップをつくったわけであります。これを全戸配布するなどして災害に備えてまいりましたが、今回の豪雨災害というのは、雨の降り方が余りに違っていました。短時間に多量の雨が降ったために、浸水想定区域シミュレーション計算対象外の小さな河川からのたくさんの水を主要な河川が受け切れずに、また、側溝や水路の許容量を超えたことから、検討外の空白エリアも浸水した結果となりました。現在、浸水箇所を逆にハザードマップに組み込むという作業を行っているわけであります。当然のことながら、来年度に策定予定の大館市地域防災計画にこれを全て反映させていきたいと思っております。

②住民への情報伝達の教訓をどのように反映したかについてでありますけれども、今回の災害対応では、避難指示における伝達の不徹底、御指摘のとおりであります。これがあったことなどは極めて遺憾であり、改めてさまざまな角度から検証しているところであります。避難勧告や避難指示の発令基準につきましては、従来から米代川・長木川・下内川・引欠川及び犀川については、観測所ごとに「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を発令する水位を決めているわけであります。しかし、避難判断水位が設定されていない小規模河川などもあることから、実際の運用に当たりましては、降り始めからの雨量や降雨予測などを参考にしながら、現場の状況を確認した上で柔軟に対応しているという現状であります。市民への伝達手段につきましては、町内会長・行政協力員への電話連絡、職員・消防団員による戸別訪問、広報車や消防自動車による広報等で行うことを定めておりまして、情報伝達が確実に行われるよう努めておりますが、今回の災害でもわかりましたとおり、まず、複数の方法で伝達すること。それから、戸別に一戸一戸のチェック、町内会長への確認等によりまして、本当に個々に情報が伝達しているのかどうかの確認作業も強化する必要があると反省しております。

③住民への安全対策は大丈夫かということですが、本市の土砂災害危険箇所は約300カ所指定されておりますが、県知事が迅速な避難につながるような県民周知を図ることを県議会で言明したことを受けまして、県とともに危険箇所の住民に対しての周知、説明会等を実施する予定であります。現在、その対象町内会を選定中でありますが、土砂災害危険箇所という看板を立てるということになりますと地域の同意も必要になってくると思うであります。そういう作業もしながら、これらの対策を十分に実行していきたいと考えております。

④「率先して身を守る行動」を自助の原則として徹底させることについてということで、全く私も賛成であります。災害発生時において自助が機能するためには、大きく言って2つの情報が必要かと思います。まず、御自分の身を守るためにはどうすればよいのかを的確に判断できるような情報、雨がどのくらい降ってどのくらい危険かということについての情報。それから、これは災害時ではないのですが、ふだんからその地域が抱えている防災上の問題点等々、例えばの話として、先ほどの土砂災害危険箇所であるとか、ふだんからいろいろなことで問題があるとか、過去にも何回か水害があったとかいろいろなことがあると思うのであります。もちろん、こういったことを通じて自助意識を高めることが安全確保につながるわけでありますので、そのために、まずは自主防災組織、おかげさまで各地域で相当立ち上がってまいりました。この自主防災組織等を利用しての研修会や出前講座、啓発活動も実施しますし、もちろん広報や市ホームページでもこれら自助をテーマとする記事を今後掲載していきたいと思っております。いずれ市民の皆さんに対して、防災についての意識高揚に努めてまいりたいと思っております。

⑤災害に備え、他市との応援協定についてであります。先日の秋田自動車道大館北インタ

一チェンジー小坂ジャンクション間の開通を受けまして、先月19日に、市町境を越えた鹿角広域行政組合との消防相互応援協定を締結したのは記憶に新しいところであります。県内外の自治体や企業と本市の防災連携としましては、これまで18の協定を締結しております。中でも、秋田県と本市を含む県内25市町村（全市町村）の災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定は、県内において大規模災害が発生した場合に、市町村が単独では被災者の応援等が十分実施できない場合には、県と市町村の相互の応援によって応急活動を実施するものでありますし、こういった協定を今後ともふやしていきたいと思っております。また県外では、首都圏では東京都渋谷区さんと関西圏では兵庫県篠山市さんと協定を締結しております。いずれ危機管理体制の強化のためには、防災協定は非常に有効な手段でもありますので、今後ともさまざまな形でネットワークを強化してまいりたいと考えております。

2点目、**消防力の充足率の向上について**。①豪雨災害での消防力の充足率は大丈夫だったかということですが、8月9日の119番通報は237件に上っているわけであります。そのうち、197件が午前中に寄せられております。消防署では延べ117部隊341人、消防団は38部隊283人が避難誘導や土のう積みなどの対応に当たったわけですが、短時間での対応であったために、しかも災害が多発したため、人員・機材ともに対応が追いつかなかつたことは否定できないと考えております。今回の経験に鑑みて今後は柔軟に、しかも早急に対応できる体制づくりを構築したいと意を新たにした次第であります。

②今回の災害をどのように検証したかについてであります。検証につきましては、活動記録や気象関係資料、災害調査報告などをもとに行ったところであり、それを踏まえまして、通信指令体制を見直すこと。そして、先ほど申しましたけれども、市民への情報伝達については、必ず複数の方法で伝達・確認していきたいということであります。また、消防署と消防団がより綿密な連携活動ができる出動体制を整備していきたいと思っております。隊員や団員の安全確保のための装備品整備も並行して行い、災害対応力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

③**消防力の整備指針について**、④**消防団員の充足率について**は、おのおの関連がありますので一括してお答え申し上げます。消防力の整備につきましては、御指摘のとおりであります。1消防本部1消防署3分署の体制で、各車両等については、充足率107%ということで一定程度充足されていると思います。年間の出動件数も御指摘のとおりで、平成24年の火災が27件、救急がその約100倍であります2,690件となっているわけであります。救急は22年から年々増加しております。消防職員数の数え方はいろいろあるわけですけれども、基準に基づくと161人となります。それにプラスアルファ、勤務体制や車両の運用方法等を重ね合わせて見直しが可能であり、結果としては定数を129人としているところでありますが、現在の実員は120人で、充足率は全国平均や県内平均をやや下回る93%となっております。できるだけこの充足を図っていきたいと思っております。消防団員数は、これも先ほどお話しございましたけれども、基

準は2,906人なのですが、地域特性等によりまして定数を1,280人という具合に定められるわけです。実員は1,114人ですから充足率は87%となっており、これもまだ低いわけであります。消防団については、団員の高齢化の問題等がありまして、なり手不足もあります。そういうことで、分団運営交付金制度や消防団協力事業所表示制度、機能別の消防団員制度、これは看護福祉大学にも御協力をいただいておりますが、機能別消防団員制度を創設しまして一定程度動いております。さらに、平成22年度からは計画的に消防車を配備しまして、いわゆる機動分団化事業を進めているところであります。人数が足りないところは、逆に言えば、機動分団化でカバーしていくこうということであります。もちろん職員や団員の充足率向上を図るとともに、過疎化による将来の団員不足への対応策としても、これらの対策、プラス自主防災組織相互の連携、消防OBの後方支援といった複合型の組織体制を構築する必要があると思います。こういうことを通じて地域防災体制をさらに強化してまいりたいと考えております。

⑤直下型地震等で大火になっても対応できる体制かということでありますけれども、過去に大館市では大変に苦い思いをしているわけであります。数度にわたる大火ということでありますけれども、その後、個々の住宅・建築物の耐火構造化も進んでまいりましたし、おかげさまで数次にわたる大火以降、大館において大火は発生しておりません。市では、消防職員や団員のOBによります後方支援体制や県内各13消防本部による相互応援協定のほかに緊急消防援助隊など、災害規模に応じた応援体制を構築して横のつながりも強化しております。それとプラスして都市整備が上げられると思います。近年の土地区画整理事業や街路整備事業によりかなり整備が進んでまいりました。これが一種の防火帯をつくる役割を果たすわけでありまして、類焼の危険性もさらに軽化してくるわけです。それから、かなり水道の整備が進んでまいりました。結果として消火栓も増設され、水利も向上してきております。さらに、秋田自動車道の開通等高速道路の整備が進み、早期の応援体制が可能となったわけであります。また、現在進めている消防救急デジタル無線や高機能指令センターの整備によりまして、一層活動体制が強化されるものだと思います。いずれ、これらの対策を全て講じることにより、さらに自主防災組織の育成を強化することによりまして、行政と地域が一体となった防災体制の構築に努め、直下型地震等で大火ということがないように万全の体制を組んでいきたいと思っております。

3点目、非正規雇用をなくすための経済政策を優先させることこそ少子化対策につながることについて。少子化対策の一環として雇用や労働条件の立て直しを国に強く求めるための要望書の提出についてでありますが、私もこの件に関しては全く賛成の立場であります。本市では、安定した職場の確保が少子化対策につながるとの考え方から、企業誘致を最優先課題とした産業の振興と雇用の確保に取り組んできたわけであります。平成24年度は、12社15工場の民間投資が行われ、144人の雇用を創出したわけであります。そのうち8割に当たる114人が正規雇用であります。また、25年度におきましても前年度同様の民間投資と雇用の創出を図っていくよう

に努めております。10月1日現在の条例指定工場従業員数4,877人の9割に当たる4,502人が正規雇用であります。そういう意味からいきますと現在、企業誘致によって雇用される9割が正規雇用ということになっております。また、来春の高校卒業予定者については、全て正規雇用ということで、求人倍率は現在のところ1.9と昨年同期のほぼ2倍となっております。こうしたことから、誘致企業の拡大が正規雇用者の確保に大きく貢献しているものと考えておりますが、一方、子育て中の方や高齢者等にはパート的な労働形態を求める方もいることから、さまざまなニーズに合った雇用を確保することも重要であると考えております。市では、子育て環境の充実など直接的な対策としては、工業団地拡張や造成等によりまして企業立地の受け皿の確保と、これまで進めてきた企業誘致の取り組みをさらに加速させて若者世代も含め雇用の場を可能な限りふやしていきたいと思っております。御指摘にございました離職者の相談体制の整備も強化していく必要があると思います。2回目のチャンス、3回目のチャンスというように何回でもチャレンジできるような体制をつくっていくべきではないかと思います。それから、市全体として非正規雇用者の数がどれくらいいるのかは、十分な数字を持ち合わせておりません。また、今後さまざまな機会を捉えて調査をし、できるだけ実態をつまびらかにしていきたいと思います。それから、要望書を国に出す考えはないかということですけれども、当然これから雇用や労働条件の立て直し等、粘り強く関係機関にも働きかけていきたいと思っております。いずれ、少子化対策はもとより非正規雇用の解消は、本市のみならず我が国全体の重要な課題であります。その抜本的な対策については、さらに市長会等を通じて要望もしていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、メンタルヘルス相談室のあり方とひきこもり対策についてであります。メンタルヘルス相談につきましては、昨年度まで民間団体に委託して市民体育館で実施しておりましたが、当該団体が事業休止したわけであります。そこで、4月から委託先を県北NPO支援センターに変更しまして、旧正札竹村内に相談室を開設したわけでありますけれども、その利用状況でありますが、10月までの相談件数は、臨床心理士による個人面接相談が14件、メールや電話による相談が107件、傾聴ボランティアによる交流サロン利用者が53人となっております。これは、確かに御指摘のように平成21年・22年・23年の件数と比べてみればかなり少なくなっているという点で、まだこれから強化していかなければならないと思います。残念なことに御指導いただいた先生が亡くなったり、さまざまなことがあったものですからこういう状態になったのですけれども、また頑張っていきたいと思っております。それと、非常にデリケートであるがゆえに、相談場所等いろいろと考えてはどうかという御指摘でございますので、それは当然のことながら相談に来られる方たちの御要望に応じるような体制をとっていきたいと思っています。ただ、市民体育館や比内・田代地区を巡回する移動相談をやっておりますので、いろいろな機会を御利用いただければありがたいと思っております。それから望むところ、今後のあり方としてですけれども、自殺予防や心の健康づくりの拠点としまして、心の健康に不安

をお持ちの方たちを総合的に支援する体制づくり、これが究極の目的でございまして、そのためにも人材の確保や傾聴ボランティアの育成等が必要になってくるわけであります。市民が気軽に立ち寄って相談できる環境の整備、これが何よりであります。できるだけ相談者の希望に応えられる体制を整備してまいります。それから、ひきこもり対策でありますけれども、年齢によって状況がさまざまだと思います。少なくとも当事者の年齢にかかわらず、実態把握がまず第一ではないかと思うわけであります。一般的にさまざまな方策があるわけですが、プライバシーにかかわる非常にデリケートな問題なものですから、正直申しまして十分に把握はし切れておりませんけれども、若者たちのひきこもりの実態というのを今後できる限りの手段を講じて調べ、少しでも気楽に相談に乗ってあげられるようにしていきたいと思っています。いずれ、社会との接点を持つことが何よりも重要だと思いますので、御指摘のとおり就労支援や他市町村の事例を参考にしながら、相談者の社会参加を支援する体制づくりに万全を期してまいりますので、よろしく御理解のほどを賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○27番（相馬エミ子君） 議長、27番。

○議長（中村弘美君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） 2点ほど再質問をしたいと思います。一問一答でお願いします。2点目の消防力充足率の向上についてであります、今回の豪雨災害でいろいろなことがあったわけですけれども、いつ何が起きるかわからない。何といっても条例の職員基準から見て9人不足ということですので、これまで職員の削減ということでやってきたわけですが、これもこういう時代であればこそ、できるだけ前向きに見直しなどもやっていかなければならないのではないかと感じました。それと、消防団員数ですけれども、条例には1,280人と定められていますが、実際には166人不足していると、高齢化ということもあるかと思うのですが、人手が足りないところに大館市内一円から被害状況が入ってくる中で対策をきちんとやるために、まずこういった消防団員や職員の人数を備えておき、そういったところを一遍にとは申しませんが、計画を立てて早目に人員数を確保していただきたいと思います。先ほど申し上げました直下型地震とか、いつ何が起こるかわからない、起きてからではもう遅いわけです。市長の考えを改めてお聞かせください。

○市長（小畠元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠元君） 消防力の強化について、再質問にお答えしたいと思います。御指摘のとおりだと思います。消防署にせよ消防団にせよです。先ほども御説明しましたが、最近は消防署という名前にはなっていますけれども、実際に出動数で一番多いのは救急でありますし、そして消防団も火事よりもむしろさまざまな災害その他に威力を発揮しているわけであります、その意味でも従来からの体制とはまた違った、消防力を高めるというよりは地域の防災力を高めるという観点から人員の増強や装備の強化に今後一層努力してまいりたいと思います。

○27番（相馬エミ子君） 議長、27番。

○議長（中村弘美君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） メンタルヘルス相談室のあり方とひきこもり対策について再質問いたします。私は、メンタルヘルス相談室のあり方ということで、きょう質問したわけですけれども、市長も言われましたように非常に非常にデリケートな問題であります。先ほど来、ボランティアと言っていますが、全く知識のない一定期間指導を受けただけのボランティアがいっぱいいるところに相談に行くなどということは、とてもとても想定外の話でありまして、やはり専門の臨床心理士などと向き合ってこそ、いろいろ心を打ち明けて相談できる。こういった体制を整えていかなければならぬと思います。相談室も年間200人だったものがかなり減っている現状です。ですから、駆け込み寺的にいつでもそこへ行ったら話を聞いてもらえるという場所が必要なのです。あり方ということで、従来の体育館の2階は非常に開放的で環境もよく、正札から見ればプライバシーも守られる、安心して心を開いて話を聞いてもらえる、昔はアジールと言って避難場所的な場所があったようですが、私は、空き公共施設を借りてでも避難場所的な相談室が大館市にも欲しいと考えています。市長の考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○市長（小畠元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠元君） 現在のところ、いわゆる人員確保できているサイコセラピストは1人のみです。複数のサイコセラピストが必要だと思います。そして、今のお話しのとおり駆け込み寺的なところで人目に触れない場所が確保できるならば、という両面作戦で頑張っていきたいと思っています。議員には、ごみの袋を含めまして最後は押し切られておりますので、今回も覚悟は決めております。頑張ります。

○27番（相馬エミ子君） 議長、27番。

○議長（中村弘美君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） できるだけ前向きに取り組みをしていただきますようお願いいたします。それから、ひきこもり対策についてですが、私はたまたま藤里町の取り組みを見る機会を得ました。議場の中にも見た方がいらっしゃると思いますが、その画面を通してどういう取り組みをしていたかと申しますと、人口規模の小さな町だからこそできることかもしれません、社会福祉協議会が一軒一軒いろいろな相談のチラシを配っておりました。それを何度も繰り返し、そして、ひきこもっている方が何に反応を示したかといいますと、先ほど申したとおり、やはり仕事なのです。今ヘルパーが不足しておりますが、例えばニチイでヘルパーの2級の受講生を募集していますがどうですかというチラシを配ったところ、半数の人がそれに反応して相談に行ったのです。ですから、あの手この手で成果を上げたということです。また、空き施設を使ってレストランをつくり、その人たちの雇用の場を設けて、地域の老人がそこに食

べに行く、そういう環境づくりもあわせて実施しております。できれば、近いうちに私どもの会派で視察に行って勉強をしたいと思っておりますが、市長はそういった取り組みをどのように考えられておられるでしょうか。お願ひします。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠 元君） 私自身も大変に注目しているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、プライバシーにかかわる問題でございまして、役所だけで対応できることではないと思います。地域社会全体として頑張っていくことだと思っておりますが、少なくともこういうことは言えると思います。先ほどヘルパーのお話がございましたが、大館市におきましても介護施設の不足の解消に頑張っておりまして、多いときは年間で数十人から150人くらいの間で新規雇用が生まれそうであります。誘致企業と同じくらいの数です。そういった意味で、福祉施設での雇用に期待しているわけであります。そういった受け皿、誘致企業そのものの受け皿という具合に、若い人たちが希望を持って生きていけるような社会をつくるためにも働く場所の整備も並行して、議員御指摘のように私たちもできるだけ若い人たちと個々の接点を持って、話しかけられるような行政に努めてまいりたいと思います。

○27番（相馬エミ子君） 議長、27番。

○議長（中村弘美君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） ぜひ前向きに取り組んでくださるようにお願い申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中村弘美君） 次に、佐藤久勝君の一般質問を許します。

〔11番 佐藤久勝君 登壇〕（拍手）

○11番（佐藤久勝君） 平成会の佐藤久勝です。初めに、大館市において未曾有の豪雨災害となった8月9日、先議会中の9月16日に発生した台風18号の大震により、被災されました市民の皆様に心よりお見舞い申し上げます。その後、8月・9月・10月と市職員におかれましては、休日返上、時には深夜まで災害対応に当たっておりました。市当局並びに関係者の皆様方の御尽力に敬意と感謝の意をあらわすとともに、全市の早期災害復旧を心から願っております。また、先日開催されましたくりたんぽまつりでは秋田DCの効果もあり、11万人を超える来場者を迎えた、大館市としては最大級の観光イベントに成長しましたことを一市民の立場からも非常に喜ばしく思っております。大館市としても観光振興の核と成り得る産品、イベントなどにさらに磨きをかけ知名度を上げ、集客していくべきであろうと強く感じている次第であります。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。私からは、5点ありますのでよろしくお願ひします。

1点目は、全国で認知症高齢者が予備軍を含め推定で800万人いると言われる中、**当市**にお

ける認知症高齢者への取り組みについてであります。1つ目は、**大館市の認知症高齢者の将来推計についてお伺いいたします。**厚生労働省高齢者介護研究会の資料によると、平成22年には全国における認知症高齢者推計数が208万人、65才以上人口比の7.2%、5年後の平成27年には250万人、同人口比7.6%、団塊の世代が後期高齢者時代を迎える平成32年には実に289万人、同人口比8.4%と推計されています。また、平成52年にはピークとなり385万人、10.6%に至ると推計されております。秋田県においても高齢化率全国1位を迎え、第4期介護保険事業支援計画においても認知症対策は重点的に取り組む事項として位置づけられております。大館市においても同様な状態は十分予想されるため、当市における将来推計はどのような状態にあるかお伺いいたします。

2つ目は、**認知症高齢者を抱える家庭の状況について**。統計的な推計から見ても、認知症高齢者は今後増加の一途をたどると考えられます。それらを抱える家族の大変さは想像を絶するものが実態で、特に徘徊や昼夜逆転症状の出現により、本人・家族の共倒れという悲惨な状況も考えられると思います。家庭の崩壊を招く前に、行政や関係事業者のバックアップ体制づくりは急務だと考えています。当市としては、今後どのような対策と計画があるかお伺いいたします。

3つ目は、**第5期大館市介護保険事業計画について**。第5期大館市介護保険事業計画が市長に対して答申されており、認知症高齢者に対する施設サービス基盤整備が示されていますが、その中で第5期計画内の認知症対応型生活介護、いわゆる認知症グループホーム整備が、この3年間で6ユニット54床の増床計画が進んでいる中、市の将来推計や増床計画を上回るニーズが発生した場合、認知症高齢者への対応に限らず、各種施設整備の期中における計画の見直しなど柔軟な対応が必要と考えられますので、見直しなどを考えているのかをお伺いいたします。実は、私も認知症高齢者の予備軍に入っています。私も月1～2回は、国際通り・仲見世通りあたりを徘徊しております。そういうことで、非常にニーズをオーバーすることもあると思います。ぜひとも柔軟に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2点目、**当市のまちづくり並びに中心市街地活性化について**であります。今まで何度も取り上げられているテーマではありますが、あえて取り上げさせていただきます。市長を初め市当局の皆さん、そして同僚議員の皆さん、最近、大町商店街あるいは御成町商店街・扇田商店街・早口駅前商店街で買い物をしましたでしょうか。なかなか難渋する方もいるのではないでしょうか。何ゆえ買い物に行かないのか。町に魅力がなくなってしまったのか。郊外店の進出、車文化、ライフスタイルの変化などさまざまな要因が考えられますが、私が思うにまちづくり、中心市街地活性化施策を進めるに当たって、ハード面ばかりが優先されソフト面が置き去りにされてきたことも大きな要因と考えられます。大町であれば、過去には立体駐車場の整備、電線の地下埋設など。最近では、ハチ公小径の整備、大館市営住宅の建設、旧正札の整備による

利活用。御成町であれば、現在進行中の御成町南地区土地区画整理事業などが進められています。事業そのものの進捗に関しては問題ないと考えておりますが、完了済みの事業のフォローアップの結果については、必ずしも期待していた結果が得られていない現状を踏まえ、まずはハード面、いわゆる箱物ありきの施策からソフト面に重きを置いたまちづくり、市街地活性化施策が必要であると考えております。中心市街地を商業地として捉えるばかりではなく、町の文化再興の中心地としての位置づけや人が憩い楽しめる機能を備えた中心市街地に、市民が行きたくなる魅力あるまちづくりが必要ではないでしょうか。

全国的に町なかににぎわいを取り戻している成功事例をひもとけば、あれもこれもの総花的な施策はほとんどなく、ハード面の整備とともに、きっちりソフト面での施策を絞り込み取り組みを行っております。当市は、ソフト面の施策の絞り込みが甘く、ハードを整備すれば後は野となれ山となれのような気がしてなりません。このことを踏まえ、大館市の今後のまちづくり、中心市街地活性化施策について従前どおり、**箱物優先で進めるのか、ソフト面にきっちりと目を向け具体的な施策の絞り込みを行い魅力あるまちづくりをしていくのか**。中長期的な展望を含めお伺いいたします。

3点目、**待機児童解消の問題について**であります。初めに確認したいのが、待機児童の人数を把握するに当たり、厚生労働省が定める待機児童の定義にのっとり人数の把握を行っていると思います。ただ、自治体にも一定の裁量が与えられており、各自治体により数え方にはらつきがあることは御承知のとおりだと思います。少し前に話題になりましたが、東京都杉並区の例を見れば、厚生労働省の定義に基づき数えると94人であった待機児童数が、児童の親が保育所への入所を望んでいる実態を反映させ数え直した結果、285人となっております。**当市における待機児童数の数え方を詳しく御説明いただきたい**と思います。

これを踏まえて、県内でも待機児童解消への取り組みのおくれが目立つ当市であります、**待機児童解消はいつと考えているのか、今後の計画的な保育士の増員、保育施設への支援などを含め、あわせてお伺いいたします**。私は、地域の宝である子供たちを安心して、しかも安全に預けられる環境を整え、親御さんが働きやすい町にしていくことが急務と考えております。

4点目は、**地産地消、特に学校給食における地場産物の利用について**であります。学校給食への地場産物の利用については、当市でも既に取り組んでおりますが、国が定める食育基本法に基づく第2次食育推進基本計画においては、平成27年度までに利用割合を30%以上とする目標を定めておりますが、当市における近年の利用割合の推移と今後の計画を御説明いただきたいと思います。

また、地域の基幹産業の一つである農業振興、食料自給率の向上、子供たちへの食育の観点から、地場産物の利用率向上は不可欠なものと考えています。例えば、給食センターと生産者・直売所・JAなどと連携し、全ては無理だとしてもスポット的な使用でなく、年間使用計画と納入計画を綿密に作成し新鮮で安全な地場産物を安定的に供給した上で、**利用割合を秋田**

県一、いや、全国一にする。最低でも国の推進する目標を超える利用割合を50%にしていくなどの気概ある取り組みがあれば、地産地消・食育を通して地域振興に大いに寄与するものではないかと考えています。教育長の考えをお伺いいたします。

最後です。大滝温泉活性化と花輪線の利活用についてであります。大滝温泉は、皆様御承知のとおり1300年以上湧き続け、地域に愛され、観光客にも愛され、諸説にありますが一説によれば鷹ノ湯温泉・秋の宮温泉と並び秋田県内で1、2位を争う歴史を持ち、東北でも有数の長い歴史を持つ古い温泉地と言われ、平安初期に一羽の鶴が傷を癒して飛び立ったという非常に情緒あふれる伝説を残し、当市の数ある温泉の中でも駅から徒歩数分で温泉街に行ける貴重な観光資源ではないでしょうか。また、花輪線は沿線住民の生活路線の確保と沿線地域の観光振興に欠くことのできない路線であります。このことを踏まえ、個別に振興策をとることも必要であるが、沿線自治体、JRなどの関係機関との連携を深め、沿線全体を利活用し活性化することが一番の早道であると考えます。

現在、市としても花輪線利用促進協議会にて取り組んでおることは承知しておりますが、まだまだ取り組みが足りないのでないかと感じております。花輪線沿線の観光資源は、大滝温泉郷を含め通年で観光・行楽できるところが多数あり、観光路線としての潜在的な能力は非常に高いと考えております。ぜひ沿線自治体ともう一段連携を深め、おのおのの沿線の観光資源のPRをしていくことやJR東日本と協議し誘客していくなど、できることはたくさんあると思います。どんなに貴重な観光資源を持っていても、周知されなければ観光客を呼ぶことはできないものと考えます。市として、大滝温泉の活性化と花輪線の利活用、あわせて花輪線利用促進協議会への取り組み姿勢をお伺いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)
(降壇)

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、大館市における認知症高齢者への取り組みについて、①大館市の認知症高齢者の将来推計（予想）はということですが、市では毎年、高齢者実態調査を実施しておりまして、平成25年度の調査では、認知症と思われる高齢者は2,613人となっております。そのうち、認知症を有するが社会的に自立している方は1,608人、日常生活に支障を来す症状が見られるが誰かが注意すれば自立できる方が786人、日常生活に支障を來し介護を必要とする方は219人であります。これまでの在宅での認知症高齢者に関する調査は、簡易なものであり必ずしも正確とは言えず、詳細な認知症高齢者の把握までは至っていない状況であります。今後は、認知症高齢者の精緻な調査を行うことにより、実態の把握に努めてまいります。先月22日発表の厚生労働省の調査によると、65歳以上の高齢者のうち認知症の方は15%、認知症になる可能性のあるいわゆる認知症予備軍が13%と推計されると発表されております。これをもとにします

と、本市では認知症高齢者が3,884人、認知症予備軍が3,366人と推計され、人口推計による高齢者数がピークを迎える平成31年には、高齢者の4人に1人である7,551人が認知症とその予備軍になると推計されるわけであります。議員御指摘のとおり、認知症対策は重要な課題であり、これに取り組む上で最も大切なのは、早期発見と対応であると認識しております。今後も、認知症にかかわる施設整備や予防事業などの施策を展開するとともに、平成27年度からの第6期大館市介護保険事業計画においては、市民一人一人が自分の状態をチェックすることができる体制や高齢者やその家族が気楽に相談することができる体制の構築も含め、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

②認知症高齢者を抱え、介護負担が増している家庭に対しての対策と計画はについてであります、認知症は、記憶障害や見当識障害、さらには徘徊や不潔行為などの問題行動を起こすとされており、認知症の高齢者を家庭で介護することは、家族にとって大きな負担であり、その軽減を図ることが重要であると認識しております。4月1日現在、本市における認知症高齢者を含む施設入所待機者は526人ありますが、市内の施設整備の状況は、24年度に着工した2施設36床の認知症高齢者グループホームが本年度からサービスを開始しているほか、現在工事中の特別養護老人ホーム50床と介護老人保健施設50床が26年度からのサービス開始に向け準備を進めています。また、特別養護老人ホーム1施設80床と認知症高齢者グループホーム2施設18床について、27年度からのサービス開始を予定しており、今後も認知症高齢者の在宅介護負担の軽減と施設待機者の解消に努めてまいりたいと考えております。市では、認知症の症状に対する理解を深めた上で介護を行うことが負担感の軽減にもつながるとの考え方から、講演会や介護教室などを開催し、認知症に関する基礎知識や介護方法などの啓発活動にも努めているところであります。さらに、高齢者の認知症予防を重要な施策と位置づけ、高齢者が気軽に参加できる健康教育や軽運動教室などによる生きがい健康づくり支援事業を実施しており、今後もさらなるサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

③第5期大館市介護保険事業計画の柔軟な対応を望むということですが、平成24年度から平成26年度を期間とします第5期大館市介護保険事業計画に基づく施設整備については、これまで計画どおりに進めてきたところであります。議員御指摘のとおり、市の将来推計や増床計画を上回るニーズが発生した場合には、柔軟な対応を必要とするところですが、介護保険財政の健全性を維持するためにも、第5期介護保険事業計画期間中において見直しが必要な場合には、介護保険料に配慮しつつ対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。なお、27年度から29年度の3カ年を期間とする第6期介護保険事業計画につきましては、来年度中に策定する予定であり、年明けから詳細なニーズ調査や施設建設の意向調査を行うこととしております。計画の策定に当たっては、こうした調査の結果を反映し、施設入所待機者の解消に向け、早期の施設整備に努めてまいりたいと考えております。

2点目、当市のまちづくり、中心市街地活性化についてであります。①まちづくり、中心市

街地活性化施策を進めるに当たり、ハード面ばかりが優先されソフト面が置き去りにされていたのではないかということと、②箱物ありきの施策からソフト面に重きを置き、施策を絞り込んだまちづくり、市街地活性化施策が必要ではないか。市としての中長期的な展望を問うということであります。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。私が市長に就任した後のまちづくりを総括しますと、まず、大館能代空港や大館樹海ドームなどの5大プロジェクトやリングロードなどのハード事業に力を注ぎまして、立ちおくれていた都市基盤整備を地方中核都市に必要な一定水準に高めることに専念したわけであります。中心市街地につきましては、新大館総合計画や都市計画マスターplanに基づきまして、商業・交通・居住、そして憩いの場としての機能集積を目指した御成町南地区土地区画整理事業、ハチ公小径などの旧正札竹村の利活用事業、地域医療の中核となる市立総合病院の改築事業、さらにはPFIによる大町住宅の整備などのハード事業を実施し、また実施しようとしているわけであります。これらは、いずれも箱物単体ではなくコンパクトシティーの基礎づくりや民間投資の誘発施策として実施してきたものであり、徐々に効果が出てきているものと考えております。その一方で、御成町南地区まちづくり活性化協議会の立ち上げやゼロダテと協働のアートによるまちづくりのほか、高齢者等低額フリー券支援事業、住民による自主的な地域づくりを支援する地域づくり協働推進支援事業、さらには空き店舗等利活用事業の創設などのソフト事業も同時に展開してまいりました。しかしながら、モータリゼーションの発展と人口減少・少子高齢化も相まって、中心市街地での空き家の急増、中心商業地の衰退は、予想をはるかに上回るスピードで進んでおります。そのため、活力が低下している中心市街地の活性化について仕切り直しをし、今後の中長期的な方針を策定するため、本年7月に大館市中心街区再生推進会議を立ち上げたところであります。この会議では、長木川北地区・長木川南地区・扇田地区及び早口地区の4中心街区について、地元関係団体からの意見、高校生・大学生を対象とした若者アンケート調査、高齢者のニーズに関する実地調査の結果や地域特性などを踏まえながら、コンパクトシティーの実現、パークアンドライドの可能性など、さまざまな検討を行っていくこととしております。まちづくりや市街地の活性化には、ハード・ソフト両面の対策が必要であると思います。議員御提言のとおり、行政が箱物をつくって終わりではなく、最大限の民間投資が行われる状況をつくり出すことはもちろん、民間の創意工夫と積極的な活動を引き出すためのフォローオン体制の構築がポイントとなると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、待機児童の解消について。①待機児童の人数の把握について、厚生労働省が定める定義に基づき把握していると考えるが、自治体にも一定の裁量があることを踏まえ、当市の待機児童数の考え方の詳細な説明を求めるということでありますので、若干説明させていただきます。本市の10月1日現在の待機児童数は61人となっており、その算定方法でありますが、9月末までに希望する保育園への入園が決まらなかった児童と10月新規の入園申し込み児童を

合わせた数は144人であります。保護者と施設の直接契約となっている認定こども園3園の12人と合わせますと、156人が10月1日現在で希望する保育園に入園できなかつたこととなるわけであります。このうち算定から除外される人数は、厚生労働省の定義により待機児童に含めないことが認められている89人と、市の裁量で除外している入園辞退2人、転出2人、育児休暇の延長による2人の計6人で合計95人を除外することになるわけであります。これらをもとに、156人から95人を引いた61人を待機児童数として報告しているものでありますけれども、定員に余裕のある保育所も実際にはあるわけであります。61人というのは、その意味から言えば、あくまでも希望する保育園に入れなかつたということになるわけでありますので、これからもそういう希望をかなえられるように努力していきたいと思っております。

②県内でも待機児童の解消がおくれている当市であるが、いつ解消できるのか。また、今後の保育士の増員、保育施設への支援などを含めた計画を具体的に示してほしいということでありますので、お示ししたいと思います。国では「待機児童解消加速化プラン」を打ち出しまして、保育ニーズのピークを平成29年度と見込み、それまでの解消を目指しております。本市においても少子化は着実に進んでおりますが、保育の潜在的なニーズはまだまだあると見込んでおります。特に、3歳未満児を保育園に預け、就労の場を求める保護者が増加するものと予測され、早期の解消を目指してまいりたいと考えております。ソフト面では、これまで保育アドバイザーを配置し指導的立場としての公立保育園のあり方を明確にし、より細やかな保育サービスの指導を行ってきており、県から高い評価を受けております。また、来年度から公立保育園4カ所の指定管理者制度移行を計画しているところであり、これにより保育士の労働環境についても整備していきたいと考えております。ハード面では、新たに学校法人の運営による認定こども園の設置を中心に保育所の増設が計画されており、今後も民間による新たな保育施設の設置には支援をしてまいりたいと考えております。さらに、認可外保育施設については、給付金の対象となる小規模保育所として国の新制度を利用した運営ができるいかを検討してまいります。今後も引き続き、次世代を担う子供たちの安全・安心な保育環境を目指し、保育施設の充実について早急に取り組みたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目の地産地消、特に学校給食における地場産物の利用については、後ほど教育長からお答え申し上げます。

5点目、大滝温泉活性化と花輪線の利活用についてであります。①大滝温泉活性化、花輪線の利活用については、個別の振興策も必要であるが、沿線自治体、JR等の関係機関ともう一段連携を深め、観光資源をPRしていくことが必要なのではないかということですが、御指摘のように大滝温泉は1300年以上前から温泉が湧き、県内で一二を争う東北でも有数の長い歴史を持つ温泉街であります。平成21年5月に県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用して大滝温泉地域活性化協議会を設立し、PR用のホームページの立ち上げ、足湯の開設を初め、地域独自の資源の掘り起こしや磨き上げに取り組み、活性化に努めてまいりました。ま

た、23年度からは、市の地域応援プランを活用し、大滝地域に自生する県内最大級の赤松を「天空の松」と命名しまして遊歩道の整備や看板設置、天空の松を目玉とした見学会、冬季のカンジキツアー、十二所地区の由緒ある神社仏閣マップ制作などの事業を展開しております。このほかにも、温泉近郊には北鹿ハリストス正教会、葛原の老犬神社、体験型産直施設の陽気な母さんの店、米代川の鮎、本場大館きりたんぽを提供できる旅館等、貴重で魅力的な観光資源が数多くあるわけであります。これら個々の観光資源を一つのストーリーにまとめて大滝温泉全体の魅力として県内外へ効果的にPRして周知を図ることが重要かと認識しております。今後も大滝温泉観光協会や地元住民と協力しながら、温泉の活性化とPRに取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

②どんなに貴重な観光資源を持っていても周知されなければ観光客を呼び込めない。花輪線利用促進協議会への取り組みが足りないのでは。取り組み姿勢を問うということですが、初めに、8月9日の豪雨災害により不通となっていましたJR花輪線につきましては、JR盛岡支社などの復旧作業によりまして、9月4日から運転再開に至ったわけでありまして関係各位の御尽力に心から感謝申し上げたいと思います。さて、花輪線沿線市町村で構成している花輪線利用促進協議会では、平成23年に全線開通80周年記念事業としてイメージキャラクター「彩（さい）ちゃん」を作成したわけであります。また、路線の愛称も「十和田八幡平四季彩ライン」と定めまして、沿線の面白スポット・グルメ情報・イベント情報などをブログやツイッターで発信します「花輪線に乗ろうよ！」キャンペーンを実施しまして、利活用に努めてきたわけであります。また、24年2月には扇田駅の駅舎も新しくなったわけで、利用者の利便性の向上にも努めているわけでありますが、しかし、ここに来てやはり議員御指摘のように、新たなステップにということでありまして、実はこの件につきまして、市長会で盛岡市長ともいろいろと話をしました。従来の取り組みというよりも花輪線に乗ること自体が一つの楽しみであり、価値になるような企画を考えなければならないのではないかと。どのようにすればよいかということを、さらに話し合いを進めるということで認識は一致しております。さらに花輪線への関心を高め、利活用に結びつけていくように努力をしていきたいと思っております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（高橋善之君） 佐藤久勝議員の4点目の御質問、地産地消、特に学校給食における地場産物の利用について。①第2次食育推進基本計画では、平成27年度まで学校給食における地場産物の利用割合を30%以上とする目標だが、当市の取り組みと近年の利用割合の推移と今後の計画を示してほしい、②農業振興、食料自給率の向上、食育の観点から利用割合日本一を目指すくらいでちょうどいいのではないか。市としての考え方を問うに対して一括してお答えいたします。学校給食の地場産物の利用促進については、継続的に努力している事項であります。ここ3年間の地場農産物の活用状況は、平成22年度27.7%であったものが23年度には40.2%、昨年度は43.2%となっており、この2年間においては、食育推進基本計画が目標に掲

げる30%はもとより、40%を超える状況で推移しております。このように利用割合が伸びておりますのは、各学校給食センターにおいて、限られた給食費の中で少しでも多くの新鮮でおいしい地場産物を活用しようと献立等を工夫していること。また、農林課が行っているフレッシュ野菜供給会により、生産者等との連携が進んでいることが大きな要因であると考えております。地場産物の利用につきましては、その年の農産物の生産量が大きく影響することから、年ごとの変動が出ることも予想されることですが、今後も生産者・直売所、JA等との連携をさらに強めながら、議員から御提言がありました利用割合50%を目指し、地場産物の活用を促進してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（中村弘美君）　この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時40分　休　憩

午後2時50分　再　開

○議長（中村弘美君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉原正君の一般質問を許します。

〔19番　吉原　正君　登壇〕（拍手）

○19番（吉原　正君）　いぶき21の吉原正でございます。本日最後の質問者となります。休憩中に水で顔を洗ってきましたけれども、皆さんも大変お疲れのことと思いますが、いましばらくおつき合いを願いたいと思います。なお、農業問題に関する質問が多いわけですが、きょうの午前中の質問者も取り上げておりまして、重複する点があるかと思いますけれども、今この時点で直すわけにもいきませんので御了承のほどお願ひいたします。

ことしもあと一月と、月日の過ぎる早さを身にしみて感ずるこのごろでございます。政界もしかしり、昨年の今ごろは民主党政権でありました。今は自民政権。そして、農政問題で農家が揺れています。「本当に日本農業の再生につながるだろうか」この言葉は11月29日付の秋田魁新報の「コメ政策転換 生産者の声、反映せよ」の見出いで始まる社説の書き出し文言でございます。今回の米政策の主要な改革は減反廃止と補助金の見直しでございます。「産業力競争会議での見直し提案から1カ月。40年余り続いた減反政策を転換するには、農業団体や農家の声も聞かない性急な決定ではないのか。農家が安定した経営を継続できる将来展望が示されたとは言い難い」とも述べております。私が今回質問に取り上げた疑問や不安は、この「本当に日本農業の再生につながるだろうか」との言葉に凝縮されております。佐竹秋田県知事は、政府に対する最初のコメントとして「農業のあり方が十分議論されず、補助金の勘定の話ばかりでいかがなものか、本質論が足りないとの思いが強い」と苦言を呈したと報道されております。米を主体とする当市の農業に大きな影響を与える今回の農政転換について。①市長はどのような見解をお持ちなのか率直なる思いをお聞かせ願います。

米の減反・生産調整は、戦後の食糧不足対策に増産を奨励し、米が余るようになった1970年（昭和45年）から始まっています。この間政府主導の管理から民間主導へと変化し、減反も作付がなしの減反から米以外への作付、転作への拡大と変遷してきました。しかし、一貫していたのは米の需給バランスを保ち米価を安定させることであります。今回、5年後の平成30年から減反を廃止すると決定しました。農家は減反することなく自由に米を作付、生産拡大できるが米の価格はどうなるのでありますか。現在の生産調整で需給をコントロールしている中でも豊作・不作で価格が大きく変動しております。米の自由な生産拡大が、米価の下落を招き営農継続が困難に陥り農地の荒廃が進むのではとの懸念の声もあります。米価の下落や不安定化は兼業農家より専業・大規模農家ほど打撃は大きいでしょう。たとえみずからの販売ルートを確立していたとしても市場の米の値段が下がれば当然影響を受けます。②市長は農家の不安や疑問に耳を傾け必要な対策、例えば需給均衡を図れるような新たな仕組みづくりなどを国へ要請していくべきと考えますが所見を伺います。

個別所得補償制度は、生産に要する費用と販売価格の差額を基本とする交付金であります。ばらまきと批判されましたが、農家にとっては経営維持に有効な制度であったと思います。平成23年の米の全国生産費調査では、10アール当たりの利子・地代算入の生産費は13万9,721円です。60キログラム当たりに換算すると生産費は1万6,001円です。60キログラム当たり1万2,000円台の現在の農家の手取り価格との差額は約4,000円となります。10アール当たり9俵として3万6,000円のマイナスの生産費でございます。1万5,000円の交付金はこのマイナス部分を埋めるものとして支払っていたものであります。来年度からは半分の7,500円にするとしております。農家としては大きな所得減少です。公表されている政府の方針では、飼料米への新たな助成制度、農地・水などの農村環境保全共同活動への支払い、これを日本型直接支払制度として拡充するなどして34ヘクタールの平均的集落で約13%の所得が伸びると試算しております。米の所得は大幅に減少すると見込んで、飼料米の作付拡大や転作拡充で所得をふやすという農家の努力が前提条件となっております。また、日本型直接支払は直接農家個人に支払われるものではありません。共同活動に参加して支払われる日当でありますが、これも農家所得として計算しております。34ヘクタールの集落全体で113万円の所得増、この集落に住む平均的な22.8戸の1戸当たりの所得増は4万9,561円であります。農家の前向きな取り組みや努力を前提にしても農家1戸当たりの所得増は平均5万円弱です。新しい方針に明るい展望を見出せるでしょうか。③所得向上につながる制度改革であってほしいと願いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

農地集積を進め大規模化で競争力を高め農業の成長産業化を促すと安倍首相は強調しております。また、農業・農村所得倍増戦略も打ち出しております。農林水産物の輸出を2020年までに倍増して、農業・農村の所得を今後10年間で3兆円から6兆円にするということであります。しかし、個々の農家が倍増するということではないとの注釈があります。零細規模の農家が多く

く、高齢化率も年々高まる農村・地域の農地をどう維持していくのか、後継者不足にどう対処していくのか等を考えると、担い手育成と規模拡大に集約されるのは正論であるでしょう。しかし、農業と農村はそう簡単に変化しないこともまた、農政の変遷の歴史が示しております。
④大規模化進展の過程で効率が悪い土地・地域が取り残されるようでは中山間地での国土保全・環境保全の役割が失われてしまいます。小規模農家や中山間地域に対する大館の農業をどうするのか市長の考えを伺います。

市長は、農業を何とか立て直したいとの発言をすることも多く大いに期待するわけですが、期待が大きすぎるのか農家の市長の農業施策への評価はもう一歩というところでしょうか。当市は全国にも誇れる特産をいくつも持っていますが、伸ばしていく方策がもっと必要ではないでしょうか。このままでは消滅するおそれもあります。市の農業政策は国・県の政策に大きく制約されますが、大館の地域性を生かしたビジョンが求められます。国の農政転換を踏まえながらも大館の農業をどう進めていくのか早急な対応が必要と思われます。市長は先日の会見で農家を守ると強調されておりましたけれども、⑤来年度の取り組みでは具体的な形で農家と農業を守る対応をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、中心市街地の活性化について伺います。中心街区再生推進会議で長木川北・長木川南・扇田・田代の4つの部会で検討・協議してきた内容が報告されたとの新聞の報道に接し、報告書を見る機会を得ました。職員だけの部会構成でありますけれども、その内容はハード面・ソフト面とも現実的なものも多く興味深く読ませていただきました。中心市街地の活性化は地方都市での大きな課題でありますけれども、いずこもなかなか成果が得られていないのもまた実情であります。当市でも大町地区の再生プロジェクトなどの調査研究などがありましたし、議会も活性化協議会がありました。しかし、現在は過去のものとなっております。問題は現実的でいかに市民の理解を得られるかであります。そして、実現させるとの強い意志ではないでしょうか。庁舎建設等の財政事情などを考えれば厳しさはありますが、今まで費やした議論を無にすることのないよう実現へのプロセスをお示し願えれば幸いでございます。

以上で、壇上からの私の質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの吉原議員の御質問にお答えいたします。

1点目、政府の性急な米政策の転換について。①米を主体にしている当地域の市長としての率直なる見解を伺いたいということであります。今回の米の生産調整廃止の決定は、本市農業の基幹をなす米栽培に大きな影響を与えることが懸念され、農家の皆様の中には先行きに不安を感じている方も少なくないと憂慮しているところであります。本市としましては、農業・農村・農家を守ることが最も重要であるとの認識のもと、農家の皆様の将来の不安を解消してまいりたいと考えております。具体的には、収益性の高い飼料用米・加工用米等の大幅な作付拡大と供給先の確保を図り、他の転作作物等に対する市独自の助成を検討する一方、農業の継

続が困難となった農家の受け手の確保や耕作面積30ヘクタール以上の農家に農地を集約するなど、持続可能で安定的な対策を強力に推し進めていきたいと考えております。また、主食用米以外の作物に転換することで、農家所得は現在よりも向上するとの国の試算が示されており、本市における農業者の意向を把握するため早急に全農家に対するアンケート調査を実施するほか、JAなどの関係機関とも協議しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

②米の需給バランスを保ち米価の変動を少なくする役割の生産調整の廃止が、米価下落を招くのではないかと農家は危惧している。現場の不安の声を発信し、需給均衡を担保する新たな仕組みづくりなどを要請すべきであるということではあります。生産調整が廃止されることによりまして昨今の米余りやことしのような米価の下落、そして安価な外国産の流入にさらに拍車がかかることが予想され、農家の皆様が不安に感じていることは十分に認識しているところであります。政府は米政策の見直しの中で、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者・団体・現場が一体となって取り組むとしております。この取り組みが絵に描いた餅にならず、外国産米の流入に立ち向かえる質の高い米づくりができるよう、また、需給の均衡を確実に担保することができるよう、関係機関とも協議しながら国と県に強く要望してまいりたいと考えております。

③戸別所得補償の減額は農家所得に大きな影響を与えるが、新制度は所得向上につながるのかというお尋ねでありますが、政府は5年後をめどに生産調整を廃止することと、それまでの4年間について米政策関連の補助金の見直しを決定いたしました。見直しの主な内容としましては、米の直接支払交付金については減額し、飼料用米の補助金については収量により変動する、もしくはふやす仕組みに変更していくこととしております。また、日本型直接支払制度を創設し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための活動に対し、10アール当たり5,400円を上限とする交付金が助成されます。国の試算によると、飼料用米への作付転換や日本型直接支払制度による交付金等の増額が米の直接支払交付金の減額を上回ることで、所得等の合計が約13%向上する見込みであるということになっているわけであります。また、県の政策転換対応型農業支援事業が今年度で廃止となることについては、県に対し代替策を強く要望しているほか、市においても独自の助成策を検討しているところであります。さらに、継続となる交付金も活用しまして、飼料用米・加工用米等の大幅な作付拡大と供給先の確保や転作作物に対する助成、日本型直接支払制度の活用等によって農業所得の向上につなげるようにしていかなければいけない、これらの想定されたスキームが全て現実の形としてきちんと動いていくようになれば、政府の言っている所得向上につながることになるわけであります。ですからこれらを一つ一つ確実に推し進めていくこと、これが喫緊の課題と言わざるを得ないわけであります。

④農地集積を進め大規模化で競争力を高めるとしているが、効率の悪い中山間地が取り残される懸念もある。こうした地域や小規模農家への対策をどのように思うかということですが、本市におきましても農地集積による大規模化で競争力を高めることは、TPPや現在の国際情勢を見て避けて通ることができない道のりであると考えております。来年度、県単位で農地中間管理機構が設置される予定となっておりますが、農地集積が今以上に円滑に進むためには、市独自のさまざまな動きも必要になってくると思います。まず、県の動きに先んじて農家に対してのアンケート調査を実施いたしたいと考えております、そして場合によっては、可能なものは来年度の作付前に集積を進めていく、こういう対策も必要なのではないかでしょうか。条件の悪い中山間地については、面的集積が困難であっても可能な限り取り残されないように配慮しつつ、新設の日本型直接支払制度や既存の中山間地域等直接支払制度の活用により、適正な管理をしていきたいと思っております。また、人・農地プランの見直しや農地中間管理機構・市農業委員会との連携によりまして、地域の農地を守る市独自の対策も模索してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

⑤市の農業ビジョンの実践力を強化し、特色ある農業の確立に向けての役割がますます重要となるが、来年度の取り組みに変化はあるかということですが、大館市農業ビジョンは平成24年度に策定して27年度までの計画期間となっておりますが、このように国の施策の変更や農業情勢の急激な変化があるわけでありますので、場合によっては大幅な見直しも必要になると思います。それも早急に実施する必要が出てくると思います。ここ数カ月で大体の動きが見えてくるわけでありますので、それに柔軟に対応していく必要があると思います。とりわけ先ほど申しましたとおり主食用米につきましては、作付を縮小しつつ飼料用米等の生産拡大にシフトすること。他の転作作物につきましては、重点戦略作物に対する助成を拡充することで産地化を目指していくこと。また、農地集積についてもよりスピードアップする必要があると認識しております。これらのことの大館市農業ビジョンに反映して、時代に即した実践力のある新たな計画を策定する必要があると考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

2点目、中心街区再生推進会議へ報告された活性化構想について。先般、4部会の協議状況が報道されていたが、今までにも中心市街地活性化等について調査・検討されてきた。机上の空論にするのでないならば、どのようなプロセスで実現を図っていくのかお示し願いたいということですが、中心市街地の活性化については、さまざまな施策を講じてまいりました。今ここで振り返ってみると、長木川以北では商業・交通・居住そして憩いの場としての機能集積を目指した土地区画整理事業、長木川以南ではハチ公小径などの旧正札竹村の利活用事業、地域医療の中核となる市立総合病院の改築事業、その他市営住宅の建てかえ事業等々がハード事業として実施されてきました。これらは、コンパクトシティーの基礎づくりや民間投資の誘発や活動の刺激策として実施してきたものであります。その一方において、御成町

南地区まちづくり活性化協議会の立ち上げやゼロダテと協働のアートによるまちづくりのほか、高齢者等低額フリーパス券支援事業、住民による自主的な地域づくりを支援する地域づくり協働推進支援事業、さらには空き店舗等利活用事業の創設などのソフト事業も同時に展開してきたわけであります。しかしながら、大町商店街を例にとると商業地としての位置づけが急速に低下し、しかも私どもの予想以上のスピードでその低下が進んでいるわけであります。そこで議員も御指摘のように、現在の環境や将来的な見通しを見つめ直して、もう一度中心街区をどのようにしていくかを、短期・中期・長期的な視点を持ってビジョンを確立する必要がある。そのために中心街区再生推進会議を立ち上げたわけであります。人口減少社会のまちづくりの基本、これはコンパクトシティーということになるわけですけれども、これを基本として会議の中では、こうした核を人口密集地である長木川の南北に据えるとともに、合併地域であります比内・田代両地域の中心街区を再生するということを考えるべきだということで話し合いをしているわけであります。現段階は、地域の特性を踏まえた上で可能性を洗い出して、アンケートを実施したり外部団体との協議を実施しているわけでありまして、今後さらに高齢者世帯のニーズ調査とか有識者・地域団体との協議も進めていくわけであります。本年度内に一定の方向性を示したいと考えております。その上で、実施に移すためのプロジェクトチームを組織するということになるわけであります。ソフト事業に重きを置くとともにハードを含めて大きな予算が必要となるものについては、年次計画や国・県の補助事業等の活用を大前提として財政負担を極力抑えながら、ぜひとも中心街区にぎわいを取り戻していきたいと考えております。中心街区の活性化において最も重要なのは、民間投資をどれだけ呼び込めるか、そしてそれが商業活動だけでなくさまざまな民間の活動がどれだけそこにぎやかに展開されるかであり、その点について十二分に検証しながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○19番（吉原 正君） 議長、19番。

○議長（中村弘美君） 19番。

○19番（吉原 正君） 飼料米栽培について若干伺います。飼料米については450万トンの潜在需要があるとされております。現在、国内での生産量は約20万トン程度だとされております。大幅な増産や定着には配合飼料に使われるトウモロコシと同程度の価格水準で供給する必要があるとされております。また、集荷保管施設を含む流通網の整備も課題とされております。身近な例としては、JAあきた北の飼料米倉庫は在庫がふえ続け困っているという話もあります。市長は市内の養豚施設への供給で十分対応できるという趣旨を述べておますが、これはなかなか難しいのではないかと私は思いますけれども、市長の見解はどうでしょうか。また、飼料米にかかる生産現場も単価が上がったからといってすぐにそれに応じるような状況は難しいところもあります。生産現場・流通段階の体制整備も必要との認識についての市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠 元君） まず、私がお答えする以上は当然相手側とも話し合いながら、話を詰めてきているわけでありまして、相手は伊藤忠飼料で全国規模でありますのでさまざまな手立てがあると思います。価格面その他いろいろな点がありますけれども、規模によって違ってきますが10アール当たり最大10万5,000円、サポートがあれば確かに難しい点もありますけれども、飼料用米の作付というのは一定程度農家に対しての所得のプラスになるような産業に転換できるものと期待しております。

○19番（吉原 正君） 議長、19番。

○議長（中村弘美君） 19番。

○19番（吉原 正君） 国の一連の農政改革においては、農業の6次産業化あるいは輸出の増加、こうした明るい点も掲げておるわけですけれども、農業に詳しい識者からは「なかなか過大な期待をしてもその実現には難しいハードルが待ち構えている」という指摘もございます。「農業政策の議論が現場の状況や、あるいは過去の農家経済の成果を踏まえていない、現実的なものになっていない」という指摘もあります。「単純な市場原理だけで農家は行動しておらず、無理をすれば地域が持たない」と警鐘する方もおります。こうしたことを参考にしながら国の農政転換の動きに素早く対応し、地域農業の進展のために頑張っていただくことを要請して私の質問を終わります。

○議長（中村弘美君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の会議は、明12月3日午前10時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時22分 散 会
